



～小規模自治体の福祉サービスに
おける行政の役割～

～小規模自治体の福祉サービスに
おける行政の守備範囲～

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 福祉について | 3 |
| 1 なぜ、福祉サービスを取り上げるのか | 3 |
| 2 社会福祉について | 4 |
| 3 これからの福祉について | 5 |
| 4 少子化と高齢化 | 6 |
| (1) 少子化の現状 | 6 |
| (2) 高齢化の現状 | 8 |
| 第2章 小規模自治体を取り上げた理由 | 10 |
| 1 市町村合併が叫ばれている今 | 10 |
| 2 住民の声が届きやすい、顔が見える行政規模 | 11 |
| 3 赤池町(赤字再建団体)を知りたい | 11 |
| (1) 債務超過に陥った経緯 | 11 |
| (2) 債務超過小規模自治体を取り上げる理由 | 12 |
| 第3章 各自治体の比較と検証 | 14 |
| 1 各自治体の報告 | 15 |
| (1) 赤池町(福岡県) | 15 |
| (2) 苅田町(福岡県) | 20 |
| (3) 春日市(福岡県) | 25 |
| (4) 田尻町(大阪府) | 29 |
| (5) 千早赤阪村(大阪府) | 33 |
| 2 小規模自治体の比較・検証 | 37 |
| 第4章 提言 | 38 |
| 1 小規模自治体の行政の守備範囲 | 38 |
| (1) 少ない直営施設 | 38 |
| (2) 財源に限られる中での工夫 | 39 |
| ボランティアの活用 | 39 |
| 業務委託化 | 39 |
| (3) 乳幼児医療費への支出 | 41 |
| 2 セイフティネットの必要性 | 42 |
| 第5章 21世紀、高齢化社会を迎えた地方行政について | 44 |
| おわりに | 47 |
| 参考文献等 | 48 |
| 活動記録 | 49 |
| 資料編 | 51 |

はじめに

高齢化、少子化、景気の低迷等により地方行政の役割が、大きな変化を求められている。

国においては、市町村合併を推進し、行政運営のスリム化が唱えられている。また、平成 12 年にはすでに「行政改革大綱」がまとめられ、民間能力の活用による行政サービスの民間への委託等が述べられている。

21 世紀を迎え、更に高齢化する社会において、限られた財源の中でどのようにして行政と民間のバランスをとっていくのか等を小規模自治体から概観し、行政の守備範囲を検討していくこととしたい。

それでは、各章の概略について述べていきたい。

第 1 章において福祉を取り上げたのは、一般的に財政改革において最も削減しにくい内容であるからである。福祉国家としての運営を行ってきた国家の姿勢は、今もさほど変化していない。しかし、現制度の下、税収というのは必ず減っていくことになる。なぜなら、労働力人口が高齢化し、新たな労働力の需給バランスが崩れてしまい、税収不足が考えられるからである。よって、福祉サービスの根本的な考え方を再考する必要があるということで、福祉の中でも高齢化に関する内容と少子化に関する内容を述べ、今後の福祉サービスの視点を考え直してみるというようなものとした。

第 2 章では、小規模自治体を取り上げた理由である。まず、なぜ今、小規模自治体であるかということが疑問視されるであろう。市町村合併が叫ばれているのに、時代と逆行した見方ではないかという方もいると思われる。しかし、小規模自治体に関しては、市町村合併に比べて、ほとんど論議されていない。合併論を述べる割には、小規模自治体の行政運営を理解していないのである。それらを踏まえたうえで、取り上げてみることにした。

第 3 章では、視察に行った小規模自治体と一定規模の自治体の報告である。常識的ではあるが、福岡県と大阪府との福祉に関しての異なる施策や周辺自治体の無理のない運営について等をまとめている。分析については、各担当の感想や比較などである。一概にはすべてを説明することはできないということをご了承いただきたい。春日市については、私達が取り上げている小規模自治体には属さないが、以前から民間等の委託による事業が多く、行政運営において成果を挙げているということから、比較することにした。

第 4 章では、第 3 章を受けての小規模自治体における行政の守備範囲が主である。各自治体を比較し、検討してみた。委託については、一定規模である春日市を例にとり、参考になる点を挙げている。

最後の第 5 章については、理想的な面と現実的な面との複合があるといえる。また、

総合的にそれぞれの自治体をオーバーラップさせてみて、最終的に強く感じたことを述べてみた。

以上が、2年間の集大成である。この報告が地方自治体で働く皆様のご参考になれば幸いである。私たちにとっては今後の地方行政に携わる上で、貴重な経験であり、基盤をなす考えになると強く感じている。

第1章 福祉について

1 なぜ、福祉サービスを取り上げるのか

「21世紀、高齢化社会を迎えた地方行政は何をすべきか。」をグループ内で検討したが、市町村では福祉や教育、都市計画、商工業、農業等あらゆる分野にわたっており、的を絞らないと研究ができないのではないかということになり、分野を絞るために決算状況を調べてみた。

岸和田市の平成13年度の決算状況(図1)における目的別歳出の決算額を構成比順で見ると民生費18,321,347千円(構成比26.9%)、総務費16,392,216千円(構成比24.1%)、土木費8,715,224千円(構成比12.8%)になっており、民生費の構成比割合が一番高い。また、泉南市(図2)においても同様に民生費6,030,010千円(構成比28.4%)、土木費2,991,906千円(構成比14.6%)、教育費2,570,509千円(構成比12.6%)になっており、民生費の構成比割合が一番高くなっている。民生費の中には、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費等が含まれている。

市町村で働いていると、「高齢化社会」=「福祉」というイメージが強いが、メンバーの中では保険年金課が1名いるだけで、その他のメンバーは福祉関係の仕事を経験したことがない者であった。しかし、市町村の仕事で重要なものは、「福祉サービス」であるということが、メンバーの一致した意見であった。

図1 平成13年度決算状況における目的別歳出の決算額(岸和田市)

| 費目 | 決算額(千円) | 構成比(%) |
|-----|------------|--------|
| 総務費 | 16,392,216 | 24.1 |
| 民生費 | 18,321,347 | 26.9 |
| 衛生費 | 6,581,176 | 9.7 |
| 土木費 | 8,715,224 | 12.8 |
| 教育費 | 6,692,135 | 9.8 |
| 公債費 | 7,903,036 | 11.6 |
| その他 | 3,435,015 | 5.0 |
| 合計 | 68,040,149 | 100.0 |

資料：平成13年度決算状況 / 岸和田市

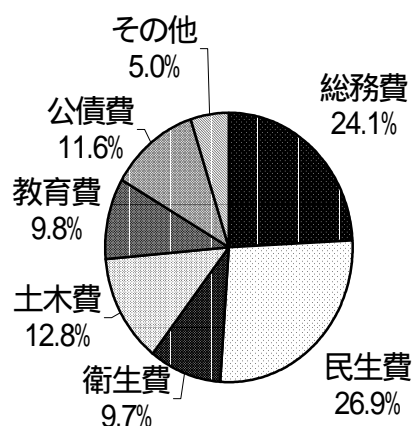
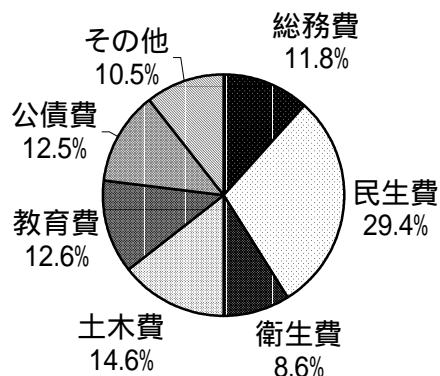


図2 平成13年度決算状況における目的別歳出の決算額（泉南市）

| 費目 | 決算額（千円） | 構成比（％） |
|-----|------------|--------|
| 総務費 | 2,410,846 | 11.8 |
| 民生費 | 6,030,010 | 29.4 |
| 衛生費 | 1,770,980 | 8.6 |
| 土木費 | 2,991,906 | 14.6 |
| 教育費 | 2,570,509 | 12.6 |
| 公債費 | 2,558,450 | 12.5 |
| その他 | 2,145,323 | 10.5 |
| 合計 | 20,478,024 | 100.0 |

資料：平成13年度決算状況 / 泉南市



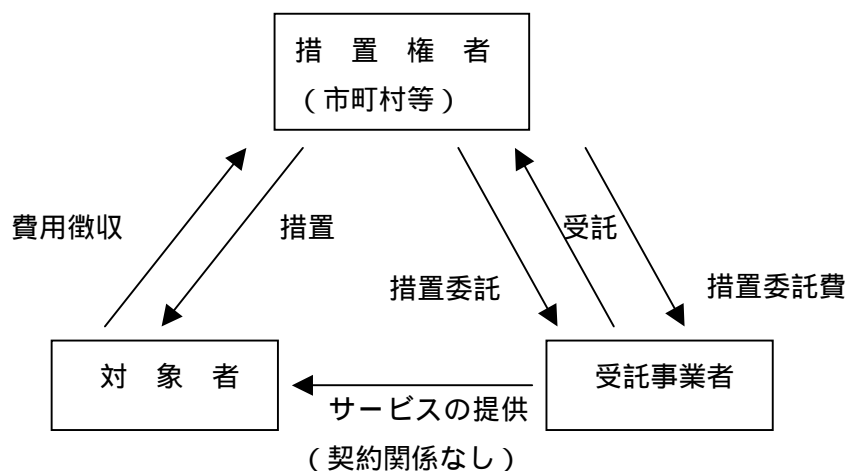
2 社会福祉について

社会保障制度（狭義の社会保障）は、社会保険、公的扶助、公衆衛生・医療、社会福祉から構成される。その中の社会福祉は、貧困、高齢、障害、健康、児童など様々な原因でハンディキャップを持つ人々に、公の責任と財源をもって生活上の困難、障害を軽減し、自立した生活と社会参加を促すことを目的としている。

社会福祉の根幹をなす措置制度は、福祉サービスの申し込みを措置権者（行政）に行い、措置権者が指定した事業者から対象者が給付を受けるシステム（図3）である。児童福祉分野においては児童福祉法の改正（平成9年）、高齢者福祉分野においては介護保険法の制定（平成9年）によって措置システムの改革（図4）が進んだが、社会福祉全体では、基本的な枠組みを変えておらず、依然として措置システムを前提としている。

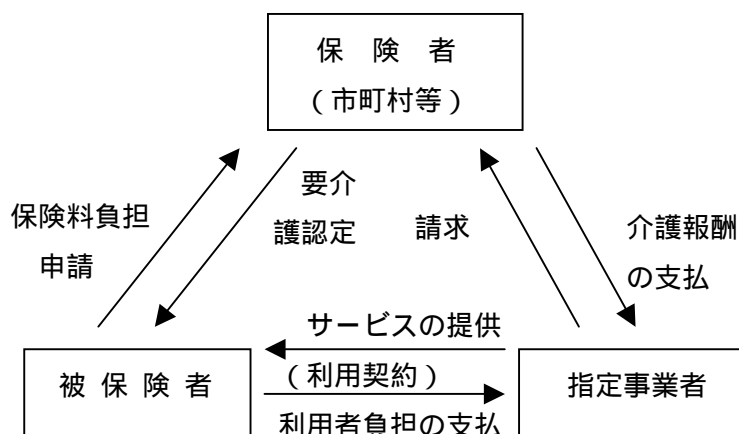
国民の福祉需要は今後とも増大・多様化するなかで、利用者本位の視点から、施策の充実を図っていくためには、社会福祉システム改革が不可欠になり、社会福祉基礎構造改革が進められることになった。改革は、社会福祉事業の推進、質と効率の確保、地域福祉の確立の3つの柱にまとめられた。福祉サービスの利用について、行政の判断によりサービスを提供する措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、サービス提供者との契約によりサービスを利用する制度への移行が進められる。

図3 措置制度



資料：「平成12年厚生白書」厚生省

図4 介護保険制度



資料：「平成12年厚生白書」厚生省

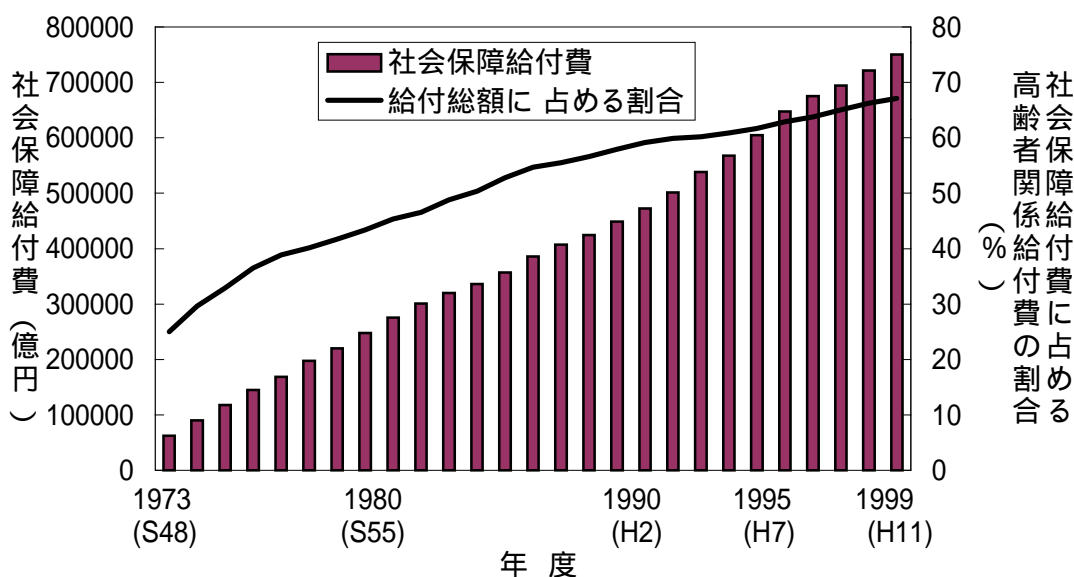
3 これからの福祉について

平成11年度の社会保障給付費をみると、社会保障給付費は75兆417億円で、その内、年金保険給付費(37兆8,061億円)、老人保健(医療分)給付費(10兆9,443億円)、老人福祉サービス給付費(1兆5,101億円)、高年齢雇用継続給付費(954億円)を合せた高齢者関係給付費は50兆3,559億円となり、社会保障給付費に対する割合は67.1%である。高齢者関係給付費の割合(図5)は、昭和48年度では25%であったが、高齢化の進展とともに毎年増加している。

一方、高齢者関係給付費以外は、25兆円で全体の33%となっている。この内訳をみると、老人保健以外の医療が約16兆円、失業給付、児童・家族関係の給付がそれぞれ約3兆円などとなっている。

高齢者の年金と医療に著しく偏っている我が国の社会保障制度の再分配構造を子育て支援重視型のものへと転換させる必要があるのではないか。

図5 社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費統計資料集（時系列整備）」

4 少子化と高齢化

(1) 少子化の現状

近年、我が国においては、少子化が急速に進行しており、平成13年の合計特殊出生率（図6）は1.33（概数）と過去最低を記録し、人口を維持するのに必要な水準である2.08を大幅に下回る状態が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の新人口推計（平成14年1月公表）によれば、我が国の総人口は平成18年の1億2,774万人をピークに減少しはじめ、平成62年には、1億59万人になると予測している。出生数（図7）でも、平成13年は117万人（概数）であったのが、平成62年には67万人に減少すると見込まれている。

大阪府の年齢3区分別人口を平成7年と平成12年を比較してみると、平成7年の年少（0～14歳）人口は1,321,475人（構成割合15.0%）で、平成12年の年少人口は1,249,955人（構成割合14.2%）となっている。5年間で構成割合が0.8%下がっ

ており、少子化が進行中である。

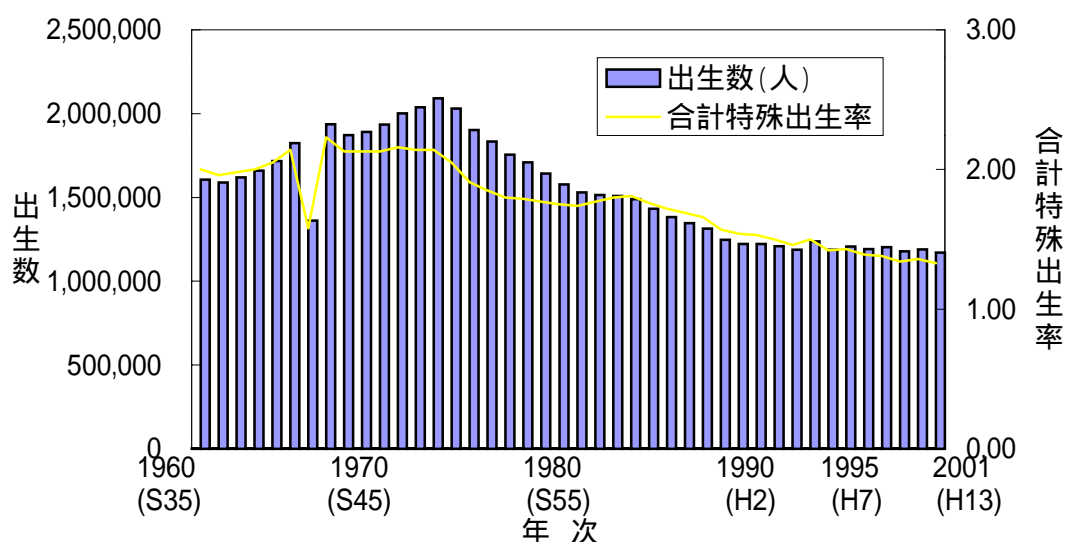
少子化は、労働力人口の減少による経済成長への影響や、社会保障の分野における現役世代の負担の増大など社会経済全般にわたり大きな影響を及ぼすと予測されている。

少子化への国の対応は、子育て支援に関して総合的かつ計画的に推進する必要があることから、平成 11 年 12 月に「少子化対策推進基本方針」が少子化対策推進関係閣僚会議において決定され、これを踏まえ、同年 12 月に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）平成 12～16 年度の 5 年計画」が策定された。エンゼルプランでは、子育てと仕事の両立を支援するために多様な保育サービスを充実させることや家庭における子育て支援のための地域子育て支援センターの大幅拡充等が目標にかかげられた。

さらに、平成 13 年 7 月には、待機児童ゼロ作戦の推進や放課後児童の受入れ体制の整備等を盛り込んだ「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定された。これに基づき、厚生労働省では、公設民営型保育所の設置に対する財政支援や小中学校の余裕教室、行政庁舎等を活用した保育所設置事例集の作成など、各地方公共団体が保育所での受入れ拡大を柔軟に行うことができるように支援している。

また、地方分権改革推進会議の中間報告（平成 14 年 6 月）では、社会保障分野の基本的な見直し方針の中で、幼保一元化や保育所の公設民営の促進、保育所に係る職員・施設基準の見直し等があげられている。

図 6 出生数および合計特殊出生率(*)の推移

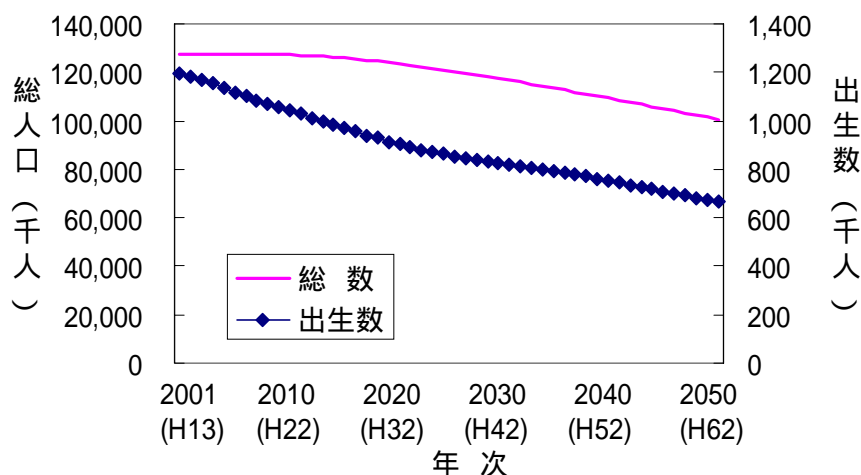


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

(*)合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を産むと仮定した場合の子供の数の推計値。

図 7 総人口および出生数の推計（中位推計）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「新人口推計」

(2) 高齢化の現状

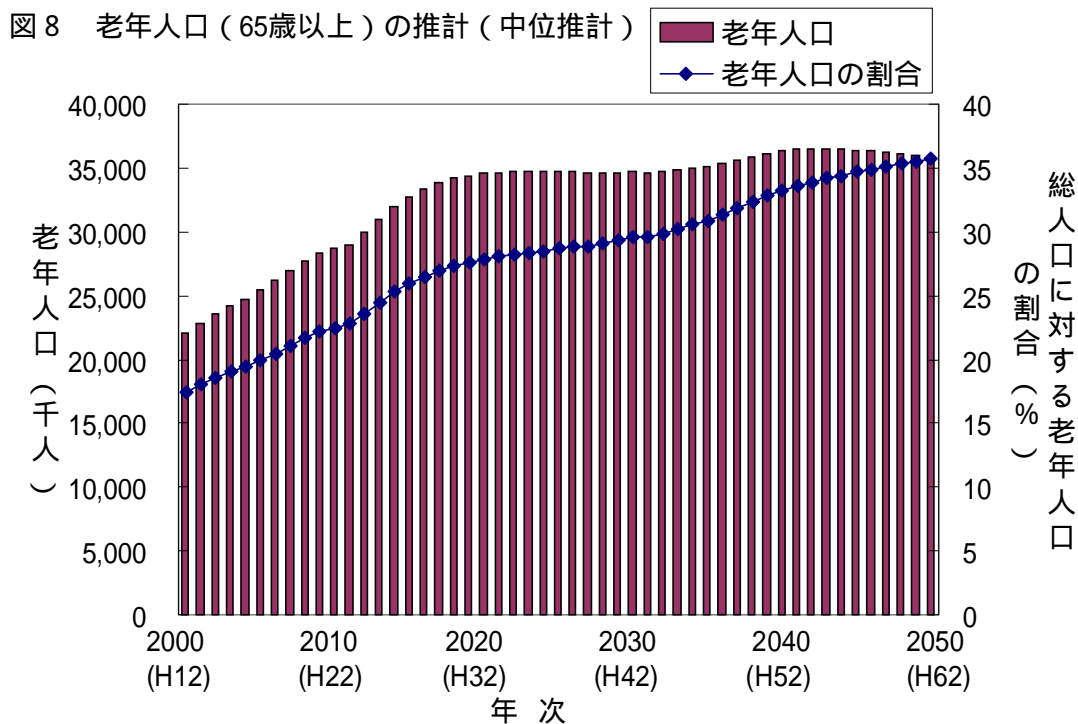
高齢化の進展状況を見てみると、新人口推計（図 8）では平成 12 年 2,204 万人となっており、平成 62 年には 3,586 万人になると見込まれている。65 歳以上人口が全人口に占める割合をみると、平成 6 年に 14% を越え、本格的な高齢社会に突入した。平成 12 年には 17.4% に達しており、平成 62 年には 35.7% になると見込まれている。

大阪府の年齢 3 区分別人口（図 9）を平成 7 年と平成 12 年を比較してみると、平成 7 年の老年（65 歳以上）人口は 1,047,875 人（構成割合 11.9%）で、平成 12 年の老年人口は 1,315,213 人（構成割合 14.9%）となっている。5 年間で構成割合で 3% 上がっており、高齢化が進行中である。

介護保険制度は、高齢化の進行や国民の老後の介護についての不安などを背景に、「介護を国民皆で支え合う」という考えの下創設され、平成 12 年 4 月から実施されている。それまでの措置制度に基づく高齢者福祉とは異なり、多様な事業者から提供される介護サービスを利用者自らが選択する仕組みとしている。

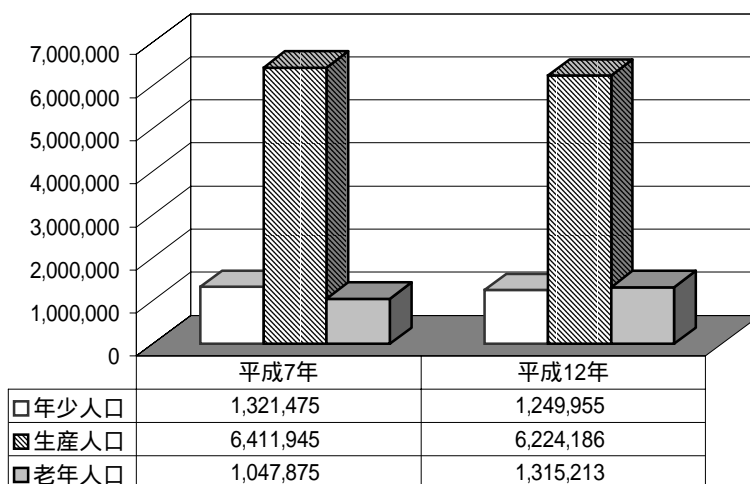
ゴールドプラン 21「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向」は、21 世紀の高

齡社会においても、高齢者の方々が尊厳を保ちつつ自立した生活ができ、積極的に社会参加できるような社会の構築を目指し、平成12年度から平成16年度までの5か年計画として策定された。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「新人口推計」

図9 大阪府の年齢3区分別人口の比較



資料：総務省統計局「国勢調査報告」

第2章 小規模自治体を取り上げた理由

1 市町村合併が叫ばれている今

総務省の「平成15年度地方行財政施策」によると、「市町村合併後の自治体数を1,000の目標とする」とある。日本国内において、平成13年5月現在、市町村の数は、3,224である。そのうち、人口1万人未満の市町村の数は、1,535で、全体の47.6%を占めている。また、3万人未満となると2,508で全体の77.8%を占めている。

私達が、ここに取り上げる小規模自治体というのは、人口が1万人未満から5万人程度を意味している。総務省の施策⁽¹⁾によると、小規模自治体を将来的に残していくという考え方よりも、人口規模が合併により少なくとも1万人以上の自治体を増やすということになる。一般的には、村や町の人口規模が少ない地方自治体であっても、人口何十万人という都市と同様の事務をこなさなくてはならないという事務の非効率が挙げられる。そのための職員の給料やその他経費にかかる歳入がない自治体も多くあり、これを地方交付税等で賄っているのが現状である。そういう点では、小規模自治体は一定規模の自治体に比べて財政的には弱いといえるかもしれない。しかし、地方交付税は、市町村の規模にかかわらず、標準行政を展開していく上で必要な財源を確保する仕組みなので、合併後、財政的に豊かになるということではなく、あまり変わりがないといえる。ただし、合併による特例債や交付税の特例などの財源措置は大きなメリットである。⁽²⁾また、必ずしも一定規模の自治体が全て充実した行政運営をしているか疑問である。行政活動が、下降気味な自治体は多く発見できるであろう。

そこで、小規模自治体を取り上げた理由としては、全国で特色ある行政運営を行っている自治体の中で、小規模自治体がよく取り上げられているためである。

例えば、北海道ニセコ町（人口4,500人程度）において、平成13年4月にまちづくり基本条例を制定し、行政運営を実施していくという指針が示されている。「情報共有」と「住民参加」が2つの柱で、住民主体のまちづくりが条例において謳われているという点が大きな特徴といえる。⁽³⁾また、大阪府田尻町においても府内自治体に先駆けてエコマネーを導入し、福祉サービスを地域通貨に換えて、新しく入居してきた住民と旧来からの住民との融和を図っている。

これらのように、柔軟でかつ小回りがきくのが小規模自治体の行政運営であり、財政的に苦しい自治体も多いということも加味した上で検討していきたいと考える。

⁽¹⁾ <http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020829-3.html>

⁽²⁾ 「時の動き」(6月号)総務省発行

⁽³⁾ <http://www.town.niseko.hokkaido.jp/keikaku/skeikaku/report/1-3-4.htm>

2 住民の声が届きやすい、顔が見える行政規模

「住民主体の行政が、21世紀の地方行政の柱になる」というのが、私達の考え方のベースになっている。地方自治の概念から述べると、住民自治⁽⁴⁾に重心を置いているといえる。

前述したように、1万人以下の町や村の合併を推進するという案に対して、平成13年10月31日に福島県矢祭町の議会では、全国で初めて「市町村合併をしない矢祭町宣言」を行なった。町長からは、「住民の目の届く、住民の接するところで行政を行なうのが、役場職員のいきがい、熱意である。」と述べている。⁽⁵⁾

更に、ある小規模自治体の町長は、「住民の声が届く規模が、自治体の適正規模であり、数字ではない」と異議を唱えている。

「住民の声が届く」や「住民の顔が見える」ことは、曖昧で理解できないことが多かった。しかし、小規模自治体を視察することによって、わかったことがある。それは、「何々地区の誰」といえば、「あの人ですね」という地縁、血縁からくるつながりである。だから、ある施策を実施する場合、効果が容易に想像できるといえる。また、対話をする機会も多いということである。職員は、地区に行き、知人や友人、親戚等と話をすることも簡単にできる。

赤池町の場合は、赤字再建団体という特殊な事情という理由はあるにせよ、顔が見えることのメリットを挙げている。具体的には、町民の方からの寄付金があったことや、町民が赤池町裏の病院の庭にあるメサテコイヤに自発的に電飾をし、勇気を与えてくれたということなどが挙げられる。そのようなことは、職員が自分達でできることは何でもやってきたということによるものであろう。職員がやっていることが住民に見える、又は住民が行っていることが職員に見えるというお互いに相乗効果が現われた結果である。

このような対応が、小規模自治体には可能であり、住民の顔が見える行政規模であるといえるのである。

3 赤池町（赤字再建団体）を知りたい

(1) 債務超過に陥った経緯と背景

赤字再建団体（財政再建団体）は昭和30年に制定された地方財政再建促進特別措

(4) 「地方自治の法としくみ」原田尚彦著（学陽書房）

住民自治とは、地方行政を中央政府の干渉を排してその地方の住民の意思で自主的に処理させることである。

(5) <http://www.urban.ne.jp/home/hsishoku/joho/news/sibuki746.htm>

置法に基づき、一定の赤字額を超えて独自再建が困難になった自治体に適用される。終戦後は 600 近くの適用対象自治体があったが、その後の高度成長期に伴う税増収でほとんどの自治体は赤字を解消した。しかし「黒いダイヤ」とまで言われた石炭に地域経済の浮沈をゆだねていた筑豊地方は、炭鉱開山後の昭和 35 年代以降の企業誘致が進まず、住民の中には新天地を求めて町を離れていくものも多く出た。赤池町だけではなく、どの自治体も苦しい自治体運営が続いていたといえる。

昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて旧産炭地特有の行政需要の増加を招き、行政経費、特に投資的費用が増大。公債費や施設維持管理費、職員数増にともなう人件費が増えた。

そのような中、昭和 48 年以後財政は赤字で推移し、平成 2 年度で約 4 億円の赤字となり、その実質収支比率は 16.7%で、大幅な起債制限を受ける 20%に近づき、さらに土地開発公社の不良債務が追い討ちをかける形となり、バブル景気も終わり企業誘致もうまくいかず、不良債務だけが残るといふ最悪の状況となった。

平成元年度末（平成 2 年 2 月 5 日）に、債務が約 22 億円に達し、4 億円の赤字と病院会計の不良債務約 5 億円をあわせて一気に 31 億円の赤字（赤字比率 127.7%）を出す結果となり、平成 3 年度から 14 年度までの 12 年間に再建期間とした中で、全国唯一の準用財政再建団体に指定された。



平成 4 年 2 月 7 日、赤池町議会は臨時議会を開き、赤池町財政再建計画を議決。2 月 10 日、町は自治省に承認申請を行い、2 月 14 日に自治大臣の承認を受け、準用財政再建団体となった。

（ 2 ） 債務超過小規模自治体を取り上げる理由

12 年間の計画で 31 億円の赤字解消からスタートした再建計画も、福岡県、総務省の適切な指導にもとづき、赤字解消は順調に推移。計画より 2 年短縮し、平成 12 年度で再建期間を終了することができた。

今回このような赤字再建団体から脱した自治体を視察先にした理由として、赤字再建団体となった時点での福祉サービスはどのような内容で行っていたか。自治体をもっとも力が無くなった（自治権が無くなった）時点での福祉サービ

スが行政における守備範囲になるのではとの考えから。

赤字再建団体となった大きな要因に石炭産業が持っていた水道業務、病院などが、石炭産業の撤退によって一度に行政にかかってきた状況下でどのような行政サービスが必要とされるのか。

という点を中心として、選んだものである。

人口が1万人程度の比較的小さな自治体といえるが、その分住民と行政との距離があまり無いと考えられ、又、今回の赤字再建団体脱出の経緯も住民が良く知っているという点も踏まえ、地域一体となった取り組みが聞けるのではないかという期待感もあった。

結果的に期待を超える成果はあったものと考えている。

第3章 各自治体の比較と検証

1 各自治体の報告

行政の少子高齢化社会への対応を検証し、「基本的な行政サービス」・「最低限の行政サービス」を求めて、小規模自治体を中心に赤字再建団体・普通地方交付税不交付団体・類似団体の福祉事業を中心に調査を実施した。

1. 町の詳細

(1) 概要

地理的条件

福岡県の中中部で北東よりに位置し、直方市・北九州市・方城町・金田町・潁田町と接している。福岡・北九州市の両百万都市の中心からそれぞれ約 45 キロメートル、約 35 キロメートルの距離である。

町の南北に流れている彦山川により東西に居住区が分かれている。川東(上野地区)は、北九州国定公園に面し、高さ 25 メートルの滝が小溪谷をなしている上野峡、標高 901 メートルの福智山など自然にあふれた農村地域である。この地区の特産として、400 年の伝統を誇り、国の伝統工芸品に指定されている上野焼がある。川西(赤池地区)は、戦前戦後を通じて筑豊炭田の中央に位置し、石炭産業の中心的役割を果たした地域であった。炭鉱一色の町も、戦後のエネルギー革命により「過疎の町」となったが、産炭地からの脱皮を目指し、企業誘致を推進した。現在では、16 の企業が操業、新しい産業地域として変貌している。



赤池町役場

歴史・文化

赤池町の歴史と文化は福智山の麓にある上野の里が中心で、この地には今から 700 年前、足利尊氏が全国 66 か所に建立した安国寺の流れをくむ禅宗の寺、興国寺がある。開祖元晦禅師の像は、その眼の入れ方、顔の左右不均衡のつくりなどに、鎌倉時代の様式を色濃く残している。境内には、尊氏が身を隠したと言われる洞窟があ

る。

400年の伝統を誇る上野焼発祥の地でもある上野の里は、遠州七窯の一つに数えられている。陶器まつりには、県内外からも約3万人の陶器ファンが訪れ賑わいを見せている。上野焼は、千利休の「侘び茶」を受け継ぐ大名茶人細川忠興（三斎）によって始められ、豊臣秀吉の朝鮮出兵の際に、朝鮮陶工・尊楷を招いて開陶させたのがルーツだとされている。

また、上野の里は作曲家の河村光陽の生誕地としても有名で、彼が作曲した「かもめの水兵さん」や「りんごのひとりごと」「うれしいひなまつり」「グッドバイ」などの多くの童謡は、今も多くの人々に親しまれている。このことから「過疎のまち」から「人の集うまち」、「自分の生まれたまち」から「自分が暮らせるまち」に変えることを基本に「童謡のまち」を宣言して、「童謡まつり」が実施されている。

沿革

昭和14年に人口1万人を超え「上野村」から「赤池町」へと改名し、町制を施行した。かつては、石炭の町として繁栄したが、昭和40年代から50年代にかけ、石炭から石油へと、エネルギーが転換。隆盛を極めた町の炭坑も、昭和45年2月に閉山を余儀なくされたために過疎化が進んだ。

当然ながら町の財政も苦しくなり、自主財源に乏しい町にもかかわらず炭坑の付属病院を町立病院として継承し、その経営に多額の費用が必要であった。その後の町の政策も計画通りに進まず、財政悪化がますます激しくなり平成3年度に赤字再建団体となった。

(2) 人口

平成12年年齢3区分別人口（平成12年10月1日）

総人口：男性 4,645人 女性 5,387人 計 10,032人（平均年齢 43.9歳）

0～14歳：男性 775人 女性 740人 計 1,515人（15.1%）

15～64歳：男性 2,983人 女性 3,202人 計 6,185人（61.7%）

65歳以上：男性 887人 女性 1,445人 計 2,332人（23.2%）

(3) 面積

16.20 km²、東西 5.93 km、南北 4 km

(4) 財政規模

平成12年度普通会計決算状況

歳入：町民税 214,832千円・固定資産税 237,539千円・

軽自動車税 13,728 千円・たばこ税 58,053 千円・地方交付税 2,487,411 千円など

合計 5,109,419 千円

歳出：民生費 1,068,545 千円・教育費 424,720 千円など

合計 4,936,764 千円

財政力指数（平成 12 年度 0.228）

平成 3 年度～12 年度の間は赤字再建団体である。

（５）特徴

財政再建団体として国の監督下に置かれていたが、平成 12 年に脱却し、現在は全国でも稀な財政健全団体である。お金がないならと知恵を絞って事業を進めた行政を理解して、町民の意識も高まり、様々なボランティア団体が生まれた。それらの活動が良好に機能をして現在の町と住民との関係の潤滑油になっている。

町の文化を生かして「童謡まつり」や「陶器まつり」などでのイメージの転換を図っている。



2. 主要な産業

基幹産業は、米作を中心とした農業で、26%は水田と畑である。21 ヘクタールもの果樹園があり、なかでも「赤池梨」は味が良いことで有名。他にはイチジク、イチゴ、メロンなどのハウス栽培も盛んである。

また平成元年から経済的基盤を確立するために工場団地を整備し、企業誘致を積極的に推進してきた。現在、操業している企業は 16 社、進出決定が 4 社、そこに勤める人が 500 人。

平成 12 年産業別人口 総数 3,845 人

第 1 次産業 148 人 (3.8%)

第 2 次産業 1,381 人 (35.9%)

第 3 次産業 2,311 人 (60.1%)

3 . 少子化及び高齢化に関する施策について

(1) 少子化対策

学校空き教室を利用した学童保育(2 箇所、名称『児童クラブ』、小学校 1 ~ 3 年生) や福祉法人による保育所運営(4 箇所、待機園児なし営業努力が必要) ・乳幼児医療 (外来入院 3 歳未満、県の補助対象範囲内) などがある。また、子育て支援を行うために策定された児童育成計画(名称『子どもプラン』) にて指針を表しており、家庭・教育・社会・環境などあらゆる角度からの子どもの育成支援を 10 力年計画で見直しや検討を行う。

(2) 高齢化対策

老人生きがい対策(名称『ゴールドプラン』) にて政策の策定をしている。また、敬老会は経費削減のために職員が自ら出演をして、記念品の配付にも節約をしている。福祉センターにおいては委託を受けた社会福祉協議会が、生きがい対策としてホームヘルプサービスやデイサービス・入浴を実施している。ほかに、循環バスも運行している。

4 . NPO 活動

社会福祉協議会に高齢者の給食の調理を委託し、配食については福祉サークルが無償実施(保険・ガソリンは町負担) している。

NPO の団体登録はないが住民によるボランティア団体が多く活動している。それら団体への支援について、町としては今後の具体的な対応を求められている。

5．特色ある事業及び取り組み

少子化対策としては、親子であそぼ教室「笑べっこクラブ」を実施し、親子のふれあいのみならず仲間づくりにも寄与している。

高齢化対策としては、寝具の洗濯が困難な高齢者のためにクリーニングや介護者の負担軽減のために行われている「在宅老人短期入所助成」を実施している。

また、炭坑の町であったことから、地盤沈下の対策として鉱害対策事業があり、住宅の改修費用の助成を行っており、対象者のほとんどが改築もしくは新築が完了している。

6．分析

炭坑が閉山したことにより働き口を求めた若者が流出したことで高齢化率が高くなっている。当然ながら民生費の比率も他の市町村に比べて高く、少子化・高齢化対策が必要不可欠である。これは全国の自治体が遠からず直面する状況である。

少子化については未婚率の上昇による影響が強いなどと情報の収集や分析がなされている。一方で、「在宅老人短期入所助成」事業については高齢者を支える家族に対する支援であり、高齢化社会とは社会全体での問題であることを理解していることが伺え、適正な少子化・高齢化対策が押し広められようとしている。

行政評価の実施実績はないが、再建団体に陥ったために再建計画において事業の見直しを行っているので、行政評価以上に効果のある事業展開がなされている。

事業においては、主体は住民であり、情報公開や会合により住民参加を図っている。住民の手作り作品を多用して必要最小限にて建てられた新庁舎は、再建のシンボルとされており、住民参加がなされた町と住民の良好な関係のシンボルでもあると思われる。

また、再建団体から脱却したことで全国からも注目を受けているが、これからはボランティア団体への支援策や新規事業の展開について具体的な提案が必要な時期になっている。今後のそれらへの対応についても注目されていると思われる。

1. 町の詳細

(1) 概要

福岡県京都（みやこ）郡苅田（かんだ）町は、北九州市と行橋市の間に位置し、東は周防灘に面して、国際貿易港・苅田港と広大な臨海工業地帯が広がっている。また、苅田港沖には、海上空港となる新北九州空港の建設が2005年の開港をめざして進行中である。西は平尾台のカルスト台地に連なり、国の天然記念物・青龍窟や貴重な草花が咲く広谷湿原などの貴重な自然が残っており、麓は緑豊かな田園地帯である。また、邪馬台国伝説にまつわる三角縁獣鏡を出土した石塚山古墳（国指定）をはじめ、貴重な古墳や遺跡が点在している。

1889年（明治22年）町政施行により雨窪、松山、苅田、提、光国、浜町、馬場、南原、集、尾倉の十ヶ村が統合されて苅田村に、与原、新津、下新津、上片島、下片島、二崎、岡崎の七ヶ村が統合されて小波瀬村に、稲光、山口、鋤崎、谷、法正寺、葛川、黒添の七ヶ村が統合されて白川村となった。1924年（大正13年）8月に人口増加により苅田村は苅田町となり、1955（昭和30年）1月に苅田町、小波瀬村、白川村の1町2村が合併して新生「苅田町（かんだまち）」の誕生となった。

農漁村そして自然の遠浅を利用した製塩を営むだけの村であった苅田が近代産業の町として大きく変貌を遂げたのは大正時代に入ってからである。石灰石、硅石を埋蔵する北豊連山を抱え、セメント産業が相次いで進出、町は活況を呈した。1939年、セメントと筑豊炭田の積み出し港として、苅田港の築港工事が始まり、以後、苅田町は港とともに発展してきた。築港にあわせて埋め立てが進み、広大な臨海工業地帯が出現、九州電力、三菱鉱業セメント（現三菱マテリアル）、日立金属、宇部興産、麻生セメント、などの企業の進出が続き、1968年に国際貿易港の指定を受け、1975年には日産自動車九州工場が操業を開始、世界中に自動車が輸出されるようになり、苅田港は九州屈指の貿易港にまで成長した。



苅田町役場

(2) 人口

新空港の開港等により、平成 22 年の人口を 50,000 人と推計している。

平成 12 年年齢 3 区分別人口 (平成 12 年 10 月 1 日)

| | | | | |
|---------|--------------|-------------|------------|---------------|
| 総人口 | ：男性 17,871 人 | 女性 17,733 人 | 計 35,604 人 | (平均年齢 39.3 歳) |
| 0～14 歳 | ：男性 2,942 人 | 女性 2,903 人 | 計 5,845 人 | (16.4%) |
| 15～64 歳 | ：男性 12,643 人 | 女性 11,594 人 | 計 24,237 人 | (68.1%) |
| 65 歳以上 | ：男性 2,285 人 | 女性 3,236 人 | 計 5,521 人 | (15.5%) |

(3) 面積

福岡県の東部に位置し、東西、南北、とも約 8 km、総面積は 46.24 km²。

(4) 財政規模

平成 12 年度普通会計決算状況

歳入：町民税 1,494,017 千円・固定資産税 4,495,962 千円・軽自動車税 43,166 千円・
町たばこ税 248,125 千円・鉱産税 5,097 千円・地方交付税 372,980 千円など
合計 10,900,665 千円

歳出：民生費 2,084,495 千円・教育費 1,221,724 千円など
合計 10,589,173 千円

財政力指数 (平成 12 年度 1.087)、自主財源比率 (平成 11 年度 68.8%)、経常収支比率 (平成 11 年度 92.6%)、昭和 52 年より普通交付税不交付団体である。

(5) 特徴

平成 12 年国勢調査の年齢 3 区分別人口の割合をみると、0～14 歳は 16.4%と全国の割合よりも 1.8%高く、65 歳以上は 15.5%と全国の割合よりも 1.8%低い。平均年齢も 39.3 歳で全国の平均年齢よりも 2.1 歳低い。全国平均よりも、少子高齢化は進んでいないが、着実に少子高齢化は進んでいる。

2. 主要な産業

日産自動車九州工場をはじめ、九州電力、三菱マテリアル、日立金属、宇部興産、麻生セメントなどの日本有数の企業が操業している。

平成 12 年産業別人口 総数 15,647 人
第 1 次産業 379 人 (2.4%)
第 2 次産業 5,998 人 (38.3%)

第3次産業 9,165人(58.6%)

3. 少子化及び高齢化に関する施策

(1) 少子化対策

児童福祉については、エンゼルプラン(児童育成計画)を平成12年3月に策定し、エンゼルプランを推進するため、

家庭における子育て支援

地域における子育て環境の整備

地域の子育てに関する活動の支援

子育てと仕事の両立支援

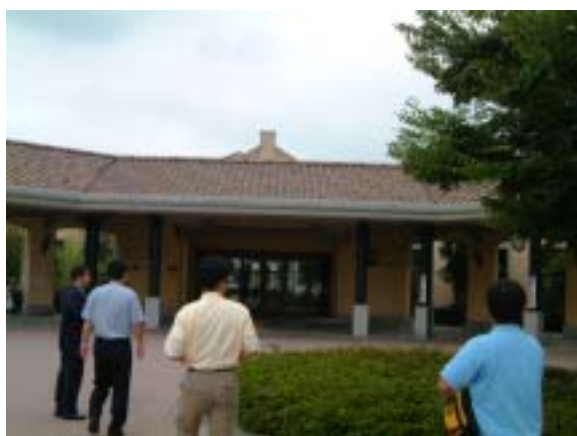
以上の4つの柱を軸に具体的施策を図り、家庭・地域・学校が連携し、自立心をもった豊かな人間として成長するように地域、学校で世代をこえて交流できる場など環境の整備につとめている。

保育所の運営については、平成13年度までは町立保育所1園、私立保育園6園あったが、町立保育所の定員120名に対し85~86人と定員割れをおこしていたため、平成14年度より町立を廃止した。また、乳幼児医療については、福岡県の補助対象である外来対象年齢3歳未満、入院対象年齢3歳未満のみの実施である。放課後児童クラブは、3か所で実施している。

(2) 高齢化対策

パンジープラン21計画(老人保健福祉計画、介護保険事業計画を定めた計画であり、平成12年度から平成16年度までの5ヶ年計画)を平成12年3月に策定し、現在、実施中である。

総合保健福祉センター(パンジープラザ・平成11年4月にオープン・建設費36億円)を拠点として保健・福祉・医療の連携を図り、保健所、医療機関等の機能や各種サービスの提供が円滑に行われるように、各種保健・福祉事業を充実している。敬老記念品については、70歳以上5,000円、75歳以上10,000円であったものを、行財政改革により、75歳以上5,000円、加算額として77歳15,000円、88歳25,000円、99歳以上45,000円に変更し、1,500万円削減した。



総合保健福祉センター（パンジープラザ）

4．特色ある事業及び取り組み

- (1) 苅田港沖には、海上空港となる新北九州空港の建設が 2005 年の開港をめざして進められている。北九州空港の負担金（3,800 億円の 5%）の問題や苅田駅前中心市街地整備計画の事業費の問題がある。
- (2) 現在の町長は 2 期目で、聖域なき構造改革を目指し、行財政改革を実施（平成 11 年度～14 年度）中である。現在まで事業費を 9 億 1 千万円削減した。
- (3) 社会福祉協議会、土地開発公社等のあり方等を含め、事務事業評価を平成 14 年度より実施中。給食センターから各小学校への配食を委託予定（平成 15 年ぐらいから）しており、水道事業も委託化を検討中。
- (4) 社会福祉協議会に給食を委託している。その社会福祉協議会が、配食サービスを一部有償ボランティアで行っている。
- (5) 平成 14 年 2 月 行橋市、勝山町、豊津町、椎田町、築城町の 1 市 4 町が、「京築一市四町合併任意協議会」を設立しており、合併問題について、福岡県唯一の不交付団体であるため、単独でいくか北九州市との合併または京築との合併かの問題がある。

5．分析

産業別人口では、第 2 次産業の占める割合（38.3%）が高く、日本有数の企業が多いため、景気に左右され税収が不安定な部分もあるが、不交付団体であるので、ハード面に関しては立派な建物が多く、その中でも 36 億円かかっているというパンジープラザは必見の価値がある。

不交付団体といっても、行財政改革を実施しており、町立保育所を廃止するなど、所々アウトソーシングをしている。また、平成 14 年度より行政評価を実施しており、その

中で、社会福祉協議会や土地開発公社等のあり方を検討している。今まで行政が手をつけなかった部分まで踏み込んで考えていく姿勢は見習うべきものがある。

少子高齢化については、全国平均よりも進んでいない。そのため、児童福祉については、特徴的な施策は実施されていない。また、高齢者福祉についてもパンジープラザという立派な建物があるが、ボランティア等まだまだソフト面ではこれからというイメージが残った。

しかし、北九州空港の負担金や中心市街地整備の事業費等課題が多いが、平成 22 年度には 50,000 人（現在の 1.4 倍）と推測している苅田町の将来が興味深い。

1. 市の詳細

(1) 概要

背振山系と宝満山系を源として玄海灘に注ぐ那珂川、御笠川に介在する肥沃な微高地で、アジアの拠点として発展する福岡都市圏の中央部に位置している。福岡市の南側に隣接し、福岡市中心部まで10キロメートル圏内という地理的好条件に恵まれている。

古くは弥生時代の国「奴国」の中心地として先進的な文化が栄えたことが、市内各地に点在する遺跡や遺物から推測される。



春日市役所

(2) 人口

平成12年年齢3区分別人口（平成12年10月1日）

| | | | | |
|--------|-------------|------------|------------|--------------|
| 総人口 | ：男性 51,721人 | 女性 53,498人 | 計 105,219人 | （平均年齢 36.6歳） |
| 0～14歳 | ：男性 9,845人 | 女性 9,308人 | 計 19,243人 | （18.3%） |
| 15～64歳 | ：男性 36,727人 | 女性 37,663人 | 計 74,390人 | （70.7%） |
| 65歳以上 | ：男性 4,856人 | 女性 6,239人 | 計 11,095人 | （10.5%） |

(3) 面積

東西4km、南北5.3km、面積は14.15km²で、福岡県内で一番面積の小さな市である。

(4) 財政規模

平成12年度普通会計決算状況

歳出：民生費 7,469,408 千円（人件費を含む）など

合計 27,579,598 千円

財政力指数（平成 12 年度 0.572）、自主財源比率（平成 12 年度 47.1%）、経常収支比率（平成 12 年度 80.7%）。

2. 主要な産業

観光が主な産業である。

平成 12 年産業別人口 総数 50,301 人

第 1 次産業 153 人（0.3%）

第 2 次産業 9,970 人（19.8%）

第 3 次産業 39,536 人（78.6%）

3. 少子化及び高齢化に関する施策

少子化対策

・保育所の運営

公立保育所 4、公設民営保育所 3、私立保育所 3、将来 2/3 を公設民営化。

・乳幼児医療

福岡県内容のとおり（外来対象年齢 3 歳未満 入院対象年齢 3 歳未満 初診料、往診料のみ自己負担あり）

・出生児の贈答品

市民課窓口において、足型セット（390 円程度）を支給。

・母子家庭医療費

対象者 夫と死別、又は離婚し 18 歳未満の児童を扶養している母とその児童

父母のいない児童

一人暮らしの寡婦（だれからも扶養されていない方）

保険診療にかかる医療費の自己負担分（初診料・往診料は除く）を助成する。（入院時の食事療養に係る標準負担額は対象外である。）

本人および同居の家族の所得制限がある。

・放課後児童クラブ

12 個所で実施。

（2）高齢化対策

・敬老記念品について

76 歳～79 歳 3,000 円、80～89 歳 5,000 円、90～99 歳 7,000 円、100 歳以上 30,000

円、将来的には 77 歳および 80 歳以上に変更。

- ・福祉施設について

社会福祉法人 特別養護老人ホームかすかの郷

4 . 特色のある事業及び取り組み

- ・事業の見直しを随時行っているか。

平成 8 年に春日市行政改革推進委員会の答申を受けて行政改革大綱を策定し、その大綱に基づく「春日市行政改革実施計画」にそって見直しを行っている。現金給付の見直し、福祉施設における利用料の見直し、老人介護手当ての見直し等がある。

- ・税収が減少する中での福祉サービスの変化はあるか。

財政課：担当所管から積上げたものを査定しているので、税収が減少しているから福祉サービスを減らすことはしていない。



5 . 分析

春日市は福岡都市圏の中央部に位置するという地理的好条件、行政が安定している、という点から、短時間の視察ではあるが市内全体に「ゆとり」とも言える感じが受け取られた。

また、福岡県内で一番面積の小さな市であることが幸いしてか、行政に対する市民の関心がより深いと思う。10 万都市ではあるが、面積的条件によって、市のどの場所においても行政の展開する事業が目立つという現象が起きるのではないかと思われる。もし、行政の行う事業と、住民との物理的距離があまりに遠ければ、住民にとってたとえ興味のある行事であっても、足を運びたくないのが本音ではないだろうか。

それが、春日市の場合は、市域の面積が狭く、人口もそこそこあるという好条件により、行政に対する市民の関心がより深いものへとようになっていくのではないかと思われる。

偶然かもしれないが、上記条件により行政は市民の顔が見える行政活動が行うことができ、それによって、市民も行政の必要性を肌で感じることができるようになった結果が、形として、行政の安定性につながっているのではないかと思う。

田尻町 - 普通地方交付税不交付団体 -

1. 町の詳細

(1) 概要

田尻町は、大阪府の南部に位置し、泉佐野市、泉南市に接しており、町の沖合 5 km には関西国際空港が立地し、その中央部（泉州空港中）が田尻町に属している。

田尻町は瀬戸内気候区的最東端に位置することから気候は温暖で、古くから農業用水をため池に頼るなど全国的にも雨の少ない地帯である。

古くは大正時代より紡績工業が発展し、繁栄してきた。その後、紡績、農業、漁業などの産業が中心であったが、平成 6 年に関西国際空港が開港し、町の顔の新たな一面となった。空港対岸のりんくうタウンにある「田尻スカイブリッジ」は、全長 338m、高さ 110m と国内最大規模の斜張橋で景観も美しく、まちの新しいシンボルとして親しまれている。

町には有形文化財に指定されている田尻歴史館（愛称：愛らんどハウス）があり、田尻の発展のシンボルである紡績工場を見晴らしていた洋館は、現在も昔と同じ美しい姿を楽しむことができる。



田尻町役場

(2) 人口

平成 12 年年齢 3 区分別人口（平成 12 年 10 月 1 日）

| | | | | |
|---------|-------------|------------|-----------|---------|
| 総人口 | ：男性 3,343 人 | 女性 3,442 人 | 計 6,785 人 | |
| 0～14 歳 | ：男性 484 人 | 女性 443 人 | 計 927 人 | （13.7%） |
| 15～64 歳 | ：男性 2,328 人 | 女性 2,239 人 | 計 4,567 人 | （67.3%） |
| 65 歳以上 | ：男性 530 人 | 女性 759 人 | 計 1,289 人 | （19.0%） |

(3) 面積

大阪府南部に位置し、総面積 3.86km²。

(4) 財政規模

平成 12 年度普通会計決算状況

歳入：町民税 434,107 千円・固定資産税 3,379,992 千円・軽自動車税 7,937 千円・
町たばこ税 75,086 千円・地方交付税 23,099 千円など

合計 5,218,357 千円

歳出：民生費 770,384 千円・教育費 543,870 千円など

合計 4,984,979 千円

財政力指数（平成 12 年度 1.68）、自主財源比率（76.2%）、経常収支比率（74.9%）
普通交付税不交付団体である。

(5) 特徴

関西国際空港開港により「つばさのまち」として新たなスタートを切った町である。
空港からの固定資産税収入により、財政状況が一変した町である。

2. 主要な産業

構成比率から見ても、サラリーマン世帯となる第 3 次産業が最も多く、地場産業と
なっていた紡績関係も現在ではその数字を減らしている現状である。

第 1 次産業比率 3.4%

第 2 次産業比率 28.5%

第 3 次産業比率 67.7%

3. 少子化及び高齢化に関する施策

(1) 少子化対策

幼稚園と保育園の一元化を進行中。その他の具体的な政策は行っていない。

(2) 高齢化対策

「新ゴールドプラン」に基づき、平成 12 年 3 月に策定した「田尻町老人保健福祉
計画及び介護保健事業計画」に沿って実施。

老人福祉事業は、

(イ) 生活支援事業

(ロ) 介護予防事業

(ハ) 介護家庭支援事業、介護助成事業

(二) 敬老事業

の4つの事業に区分されている。

(イ) 生活支援事業(主なサービスの例)

・在宅給食サービス

65歳以上の食事作りが困難な高齢者等を対象とし、社会福祉協議会との委託契約により1日1食、週に3回程度の提供を実施。

・軽度生活援助事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象とし、外出時等の付き添い、食材・日用品等の買い物・調理等の援助を行うことで、自立した生活の継続をサポートする。

・住宅改造事業

トイレ・浴室の利用を容易にするといった、住宅の改修を必要とする高齢者世帯を対象に、改造内容に応じて住宅改造資金を給付する。

(ロ) 介護予防事業

・生きがい活動支援通所事業(生きがい対応型デイサービス)

要介護認定を受けなかった高齢者等を対象に保健センターへ通所してもらい、入浴、給食等のサービスを提供する。

(ハ) 介護家庭支援事業、介護助成事業

・家族介護用品の支給

紙おむつ等の介護用品を支給する。

・寝たきり高齢者見舞金

年1回の申請で15,000円を見舞金として支給する。

(ニ) 敬老事業

敬老会の実施、敬老年金(満70歳以上対象:年額12,000円~15,000円)、長寿祝い品贈呈等

4. 分析

関西国際空港開港に伴う固定資産税収入の増加により、飛躍的に財政状況が良くなった自治体である。開港前と比較して、職員数も増加し、潤沢な資金を活かした施設建設等を行ってきた。

しかし、不況に伴う税収減も考えられることから、行政改革に乗り出しており、福祉・教育の切り捨てとならない範囲で積極的に経費削減を行っている。具体的には、

各種団体への補助金カット（打ち切りを含む）等である。

一方で、新規事業としては町内に各1つずつ存在する幼稚園、保育所を一元化する、いわゆる「幼保一元化事業」を進めている点が興味深い。日々多様化する幼稚園、保育所のニーズにこたえるべく、共同事業が行える幼保一元化事業については今後の動向に注目したい。

高齢化対策については、町でお年寄りに快適に暮らしてもらおうという趣旨の事業が多く、住宅改造資金の給付といった特徴的な事業も注目である。

1. 村の詳細

(1) 概要

地理的条件

千早赤阪村は、大阪府の南東部位置する緑あふれる自然環境と歴史資産に恵まれた村で、地勢は、金剛・葛城連山の北西部に位置する。標高は、北西の平坦部で約 90m、南東部で 1.020m と標高差大きく、急峻な地形が地域の大半を占めている。田畑は、北部平坦部から中央部にかけて谷筋に広がり、山間部での果樹園とともに田園風景を形成している。気候は、山地気候を示し、夏は涼しく、標高の高い地区では冬の寒さが厳しい。土地利用の状況は、村域の 82.9%を山林が占め、農地 9.3%、市街地 5.1%、その他 2.7%となっている。集落は、北部の平坦地では、国道、府道、村道に沿って比較的連なって存在し、村中央部の山間部では散在している。北部の平坦地から山間部の起伏に富んだ地形には谷筋等を通る道路等が有機的に連結され、地域としての一体性を形成している。

歴史的沿革

山岳宗教のメッカ金剛山のふもとにひらけた千早赤阪村は、古代、荘園や観心寺の領地として、公家、寺社の支配下にあった。南北朝時代に活躍した楠木正成一族の本拠地として全国に知られ、楠木正成生誕の地、千早城跡、上赤阪城跡、下赤阪城跡等の数々の史跡が点在している。豊臣秀吉の天下統一後、その統治下にあったが、徳川家に移ると、森屋、川野辺は徳川为天領となった。水分、二河原辺、桐山、吉年、小吹、中津原、千早、東阪は、下館藩（茨城県）の石川氏の領地となり、その統治は明治維新までの 270 年の長期に亘る。区制、戸長制の制定等、幾度の変革を経て、明治 22 年 4 月 1 日市町村制が施行され、河内国石川郡吉年、小吹、中津原、千早、東阪の 5 か村が千早村となり、森屋、水分、桐山、二河原辺、川野辺の 5 か村が赤阪村となった。次いで、同 29 年 4 月 10 日郡制改廃により、石川郡の他の 6 か郡と合併して南河内郡となりその管轄下に属した。昭和 31 年 9 月 30 日に千早、赤阪両村合併により千早赤阪村となって、現在に至っている。

(2) 人口

平成 12 年年齢 3 区分別人口 (平成 12 年 10 月 1 日)

総人口：男性 3,325 人 女性 3,655 人 計 6,980 人

15 歳未満：男性 607 人 女性 862 人 計 1,469 人 高齢化率 21.05%

65 歳以上：男性 378 人 女性 388 人 計 767 人

(3) 面積

行政区域面積は 37.38 k m²で、東西 7.7km、南北 8.9km

(4) 財政規模

平成 12 年度の普通会計決算状況

歳入：村民税 395,581 千円・固定資産税 316,190 千円・軽自動車税 11,313 千円・
たばこ税 17,632 千円・特別土地保有税 2,060 千円・地方交付税 1,489,426 千円など
合計 3,534,058 千円

歳出：民生費 521,821 千円・教育費 553,595 千円など

合計 3,464,274 千円

財政力指数 (平成 12 年度 0.376)、自主財源比率 (平成 12 年度 36.2%)、経常収支比率 (平成 12 年度 98.2%)

(5) 特徴

少子高齢化が、非常に進んでいる地方公共団体である。また、人口が少ないので住民の顔が見える行政を実施している。

2. 主要な産業

財源の中心は、サラリーマンの特別徴収者である。農業については、専業よりも兼業農家が多い。よって、大阪を中心とした衛星都市といえる。

3. 少子化及び高齢者に関する施策

(1) 少子化対策

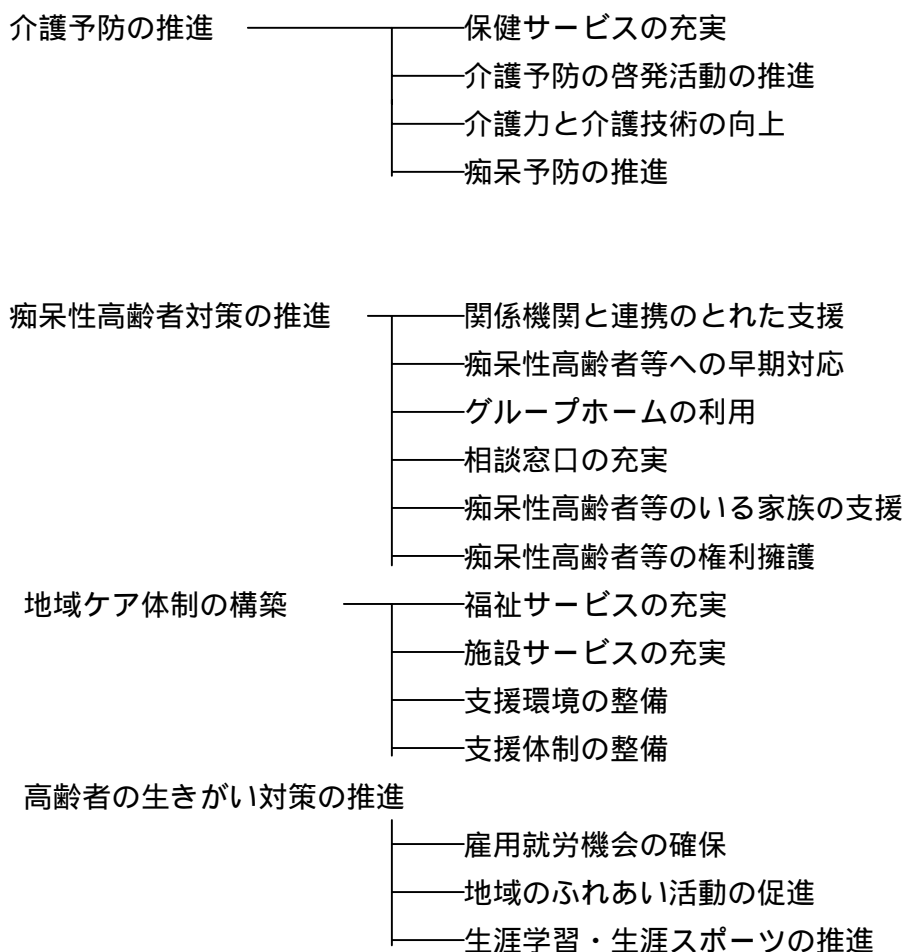
少子化に関しては、国のエンゼルプランを中心に進めている。

(2) 高齢化対策

高齢化に関するプランは、平成 12 年 3 月「老人保健福祉計画 (後継計画) 及び介

「介護保険事業計画」を策定している。

上記については、平成6年に策定された「千早赤阪村老人保健福祉計画」を急速な高齢化の進展と介護保険の導入により見直しされた。これは、基本理念を「1.自主・自立の確保 2.支え合う地域社会の形成 3.ノーマライゼーションの理念の確立」とある。そのために、高齢者の現状を把握するために実態調査を行い、それに基づき、以下の保健・福祉施策を計画している。



4. 特色ある事業及び取り組み

所得制限無しで就学前までの幼児（0歳～6歳まで）の乳幼児医療が補助されている。

敬老祝金を平成13年度から見直している。内容は、80歳10,000円、88歳30,000円、90歳祝品、100歳100,000円プラ記念品。平成12年度までは、75歳以上は、祝品、80歳以上は祝金を渡していて、重ねてもらった人が多かった。

配食サービスをサークルに委託していたり、車椅子が乗れる自動車を無償で貸し出したりしている。また、シルバー人材センターのような高齢者の団体をつくり、その

任意団体に対してチビッコ広場等の草刈りやベンチ修理等を委託している。

社会福祉施設については、社会福祉法人の建物しかなく、直営はない。よって、近隣の市町の施設を利用している。幼稚園も同様である。ただし、一定額の助成金を支出している。

他に金剛山ロープウェイ運営も村営で実施している。

5 . 分析

千早赤阪村は、明治以降農業を主として、副業も盛んであった。また、農業においては、共同的施設によってなされ、人々の連帯意識が強いといえる。これは、世帯当たりの人数が、江戸時代には、4人で、昭和50年代においても同数ということから大家族制というよりは、すでに核家族の様子を表している。

高齢化の状況は、大正14年の65歳以上の人数が2.53%であったものが、昭和50年には、11.8%に増加している。また、少子化については、出生率が千人当たり54人(大正14年)から16人(昭和50年)へと低下し子どもの数が少なくなっている。よって、少子化対策の取り組みも近隣の市町村よりは早く行われている。今後は、独居老人の問題をいかに解決するか等が検討されており、緊急ベルの貸与等を独自に実施している。

千早赤阪村の場合、少子高齢化の問題は以前から認識されているといえる。村税にも限りがあるため、考えられる全ての福祉サービスを提供することは困難である。よって、高齢化については、介護保険で賄えるサービスと独自のサービスの区別を行なう必要がある。少子化については、現状のサービスを見直すという動きはあるにせよ、近隣の市町村の中でより早く少子化を経験しているため、よりよい方法を模索しているといえる。

2 小規模自治体の比較・検証

地方交付税不交付団体（田尻町）と、赤字再建団体（赤池町）の比較 [平成 12 年度]

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費など毎年必要とする経費に、支出される地方税や普通交付税などの一般財源の割合をいう。

町村では 75%、都市にあっては 80%を超えると弾力性を失いつつあると考えてよいとされており、田尻町では 74.9%、赤池町では 77.9%となっている。両町とも弾力性にとんだ状態とは言えない。財政力が豊かと思われる不交付団体の田尻町でも、建設事業や大型開発を抑制する必要に迫られるのはこの数字を見ても明らかながうかがえる。

一方で、地方交付税不交付団体ということは、それだけ自主財源比率が高いということであり、田尻町においては実に 76.2%という高い自主財源比率となっている。自主財源比率が高いということは、地方財政の自主性を高めると一般的には言われている。

赤字再建団体であった赤池町は、財政の運用に関して国の管理下におかれ、地方財政の自主性というものが一切ない状態であった。これにより、柔軟な財政運用ができないばかりか、数々の公共料金の値上げといった町民生活を直撃する苦しい状況にあった。しかし、町民数が少ないことが幸いし、町民一丸となって財政再建を行うことができたため、まちの結束力が高まったと言える。再建団体から抜け出した平成 13 年度からは、立ち後れていた福祉事業等に力を注がねばならず、財政からの厳しい縛りを解かれたとはいえ、政策面で他市町村に並んでいくためには今後も多大な努力が必要になると思われる。

不交付団体である田尻町は、その大きな要因を関西国際空港からの固定資産税収入が占めており、この固定資産税収入も永久的に収入があるのかは疑問であることから、もしこの収入がなくなった場合の対応策というのが非常に難しいことが分かる。現在は、潤沢な財政を活かして、総合保健福祉センターの設置や、町独自の福祉事業を展開しているが、将来を見据えるという意味では、今後の見通しについて慎重に検討を進める必要があるかも知れない。このように東京都などを除き、不交付団体の中には財政基盤が不安定なところも多く（企業城下町等）、不交付団体 = 裕福な団体と位置づけるのは適当ではない。

また、自主財源比率が高いと、いわゆる“ばらまき行政”になりやすく、不交付団体においてはこの点に十分配慮した施策、予算設定をする必要がある。小規模自治体にとって、独自事業を実施できるというメリットは裏を返せば、常に特色のある新しい事業を生み出さねばならないということを意味しているといえる。

第4章 提 言

1 小規模自治体の行政の守備範囲

(1) 少ない直営施設

これは、各視察先において幼稚園、保育所、保健センター、福祉センターに限定して調査を行なった。全ての施設に関しては、公設公営、公設民営、民設民営の種類がある。今回は、公設公営を主に考えている。

(平成12年度の統計による)

| 自治体名 (市町村) | 人口 (人) | 施 設 数 | | | |
|---------------|-----------|-------|-----|--------|--------|
| | | 幼稚園 | 保育所 | 保健センター | 福祉センター |
| 苅田町 | 35,604 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 赤池町 | 10,032 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 春日市 | 105,219 | 0 | 4 | 1 | 1 |
| 千早赤阪村 | 6,980 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 田尻町 | 6,785 | 1 | 1 | 1 | * (1) |

表1 直営施設の比較

*保健センターとの複合施設。

上表の通り、直営施設数は少ないといえる。赤池町の場合は、福祉法人赤池福祉会が保育所4ヶ所を運営している。よって、町が直接運営しなくても事は足りるということになる。赤池福祉会に対しては、補助金を支出しているだけに過ぎない。

春日市の場合は、公設公営が4ヶ所を残すのみで、残りの3ヶ所は公設民営、3ヶ所は民設民営となっている。

田尻町では、もともと町内に幼稚園と保育所が1ヶ所あるのみであったので、施設の老朽化等の理由により、幼稚園・保育所の一元化を来年度から考えている。また、保健センターと福祉センターの複合施設がある。既存施設の立替え等をきっかけとして、複合施設を建設するということが考えられ、実行されている。これは、それぞれの用途別に建設するよりは、土地代や建築コスト等の削減が図られるというメリットが大きい。幼稚園・保育所一元化については、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」⁽⁶⁾を参考にすることができる。

直営施設を多く持つと、どうしてもその施設に対する維持管理費が自治体側に発生

⁽⁶⁾ 平成13年6月26日閣議決定別冊「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」

する。上表を見る限りは、小規模自治体は直営施設を持たないようにしていることが伺える。その代わりに、すでにある民間施設や社会福祉法人施設等に対して補助金を支出している。それらの対応をみると規模に合った行政を行っているといえるのである。

(2) 財源が限られる中での工夫

ボランティアの活用

荻田町においては、「ボランティアはあくまでも無償である」という考えから、主要施策（マスタープラン）を検討する際にも、ボランティア委員を募り、交通費程度でプラン作成に貢献してもらったということであった。最近では、「有償ボランティア」という表現で、いくらかの謝礼を支出している地方公共団体も少なからずある。それに対して、「ボランティア」の定義を明確に決められている点については、特徴ある考えであるといえる。

赤池町においては、配食サービスを福祉サークルそよかぜにボランティアで依頼している。この場合は、保険・ガソリン代は社会福祉協議会が負担し、その他は全くの無償である。これら地域にあるサークルや団体等は、行政の役割を担って、活躍している。

同様なことが、千早赤阪村においても実施されている。

また、小規模自治体において、ボランティアのネットワーク化が問題として挙げられている。それぞれのボランティア団体が同じような内容を行なっているのに、横のつながりがないために、円滑な運営が難しい状態になっている。そういう点では、行政側が、持てる情報等を共有しあうことが重要である。真の「コミュニケーション」をとることが大切である。その方法としては、行政がコーディネートし、ボランティア同士のネットワーク組織をつくる必要がある。しかし、あくまでもコーディネート役であって、主体的に取り仕切るのではないということを当初より考えておかなければいけない。

業務委託化

自治体が行う事業については、委託できる内容が多くあるといえる。ただし、委託先についてふさわしい団体であるかどうか、基準を満たすサービスが行政に代わって提供できるかどうか等は地域ごとに事情は異なるといえる。

事業委託に関しては、昭和 30 年代から民間への事業委託を行っているところもある。1998 年 12 月『特定非営利活動促進法』（NPO 法）が施行される以前から、一部の任意団体へ行政が委託している事業があった。しかし、今後は法を取得した団体（NPO 法人等）に、より安定性を求め委託するといったことが考えられる。多くの地方公共団体においても、これまで行政が行ってきた事業をより効果的で、効率的な

運営や実施が可能である NPO への委託化がすすんできている。(7)これは、一定規模の自治体においては考えられることではあるが、小規模自治体において、NPO 法人格を取得している団体というのは非常に少ない。私達が視察した自治体は、春日市を除いて全て NPO 法人がないという結果であった。

また、注意しなければならないのは、NPO 法人であるから無償のボランティア団体であるかといえそうではない。NPO 法人は、儲かっても構わない。儲けたら駄目だという定義はない。ただし、儲かった利益を関係者で配分してはいけないということが定められている。よって、非営利組織だからこそ、その儲けを社会的使命のために使う組織であるといえる。(8)また、NPO は、資金提供者が富裕な篤志家や出損者である場合、それらが組織統括に干渉し、組織の意思決定に影響力を及ぼすことが少なくない。(9)ある営利企業が、NPO 法人を取得し、公共施設において活動していることも現実としてある。まず、それらを理解したうえで、公共の事業を委託してもよいものかどうかを決めなければいけない。

春日市の場合、業務を外部委託している。

| | |
|--------------|--|
| 平成元年～平成 13 年 | 学校給食調理（1 校目）、老人福祉センター管理運営 西スポーツセンター管理、学童保育運営（3 年） 学校給食調理（2 校目、3 校目）、庁舎管理 公用車（市長車、議長車、バス）運行管理、システムエンジニア、 パレター（4 年）、市営自動車・自転車駐車場管理、 配食サービス（福祉給食）（5 年） 高齢者デイサービス、障害者デイサービス（6 年） 文化センター管理、図書館管理（一部）（7 年） 野外活動場（キャンプ場）管理、保育所運営（2 ヶ所目） 学校給食調理（4 校目、5 校目）（8 年） 学校給食調理（6 校目） 高齢者デイサービス（2 ヶ所目）（11 年） 障害者デイサービス（12 年） 学校給食調理（7 校目）、保育所運営（3 ヶ所目）（13 年） |
|--------------|--|

表 2 春日市外部委託内容

* 春日市の場合、昭和 30 年代から外部委託が始まっている。一部省略をする。

(7) 「住民と行政のパートナーシップ研究会 最終報告」おおさか市町村職員研修研究センター発行

(8) 「NPO 基礎講座」山岡義典著 ぎょうせい

(9) 「NPO の理想と現実」田中弥生著 同友館

現在、ボランティア団体へ委託している内容は、下表のとおりである。

| 委託内容 | 委託先 |
|--------------|-------------|
| 声の広報 | 春日あじさいの会 |
| 市基本計画録音テープ作成 | |
| 市基本計画点字図書 | 春日ゆりかもめアイの会 |

表3 春日市ボランティア委託内容

春日市の場合、社会福祉協議会においてボランティアグループが登録されている。その中に、委託先である「春日あじさいの会」や「春日ゆりかもめアイの会」が含まれる。社会福祉協議会では、育成や研修のために点字ボランティア講座、夜間ボランティア講座、ボランティア講座、ボランティアリーダー講座、ボランティア体験を企画・運営したり、労働組合等の講座支援や学校に対しての学習支援等が行われている。そういった地域に根差した活動が、行政に替わる住民や団体の育成につながっているのだ。

千早赤阪村においては、まだまだ元気で働くことができる高齢者のシルバー人材センターのような任意団体がある。その団体に、グランドゴルフ場やチビッコ広場の草刈りを委託している。

小規模自治体においては、信用があり、かつ継続性がある団体については、委託先のひとつとして考え、現実に業務委託している。団体については、法人格も大切であるが、それを第一に考えるのではなく、誰が主となってやっているのか、その人は信頼がおけるのか、業務量は適切かどうか、行政が委託しても大丈夫か等を見極めて委託しているといえる。そういう意味では、NPO法人もひとつの選択肢であるとともに、地域で継続的に活動し、密着している団体についても前述を含めた基準を設け、委託先として考えるのもよい方法であるといえる。

(3) 乳幼児医療費への支出

福岡県内へ視察に出かけた1市2町に関しては、単費で支出している乳幼児医療費が非常に少ない。福岡県の支出の条件は、3歳未満の乳幼児である。そして、支出の案分が、県が10分の7を負担している。市町村の負担分は、残りの10分の3である。ただし、条件は同様なので、市町村の負担はそれにとどまる。大阪府の場合は、条件は所得制限付きの3歳未満の乳幼児である。支出案分は、10分の5を負担している。市町村の独自性を出すならば、どうしても自主財源からの支出が増えることになる。

視察先については、乳幼児医療費だけでなく、高齢者における対策についても同様に県の条件以上に支出していることは少ないといえる。次表は、乳幼児医療費のみの支出額と条件である。

(単位：円)

| | 町村の支出額 | 府県の支出額 | 条件 |
|-------|------------|--------------|--------------------------------------|
| 苅田町 | 10,270,108 | 28,853,398 | 3歳未満の乳幼児に対し、健康保険法が適用される医療費の自己負担額の助成。 |
| 赤池町 | 4,196,000 | 6,295,000(国) | 3歳未満の乳幼児に対し、健康保険法が適用される医療費の自己負担額の助成。 |
| 春日市 | 51,279,292 | 107,843,783 | 3歳未満の乳幼児に対し、健康保険法が適用される医療費の自己負担額の助成。 |
| 千早赤阪村 | 9,382,157 | 1,471,884 | 7歳未満の乳幼児に対し、健康保険法が適用される医療費の自己負担額の助成。 |
| 田尻町 | 7,972,000 | 2,013,000 | 3歳未満の乳幼児に対し、健康保険法が適用される医療費の自己負担額の助成。 |

表4 各自治体における乳幼児医療費の比較

乳幼児医療費については、大阪府内の自治体の方がかなり待遇はよい。福岡県内のほうは、高齢化が進んでいないにもかかわらず、財政が逼迫している状況下においては、妥当であるといえるかもしれない。少子化対策は、あまりにも大きな問題であり、市町村ではどうにもならない。これは、国家的な大きな課題であろう。今後、少子化が進む中で、何を地方行政で賄うのかなど難しい点は多くある。

2 セーフティネットの必要性

小規模自治体の場合、首長による影響が大きい分、一步間違えば、財政の破綻につながる。そのセーフティネット(安全網)としては、苅田町や春日市で平成14年度から導入が予定されている行政評価等、誰が見ても明らかな指針づくりが必要である。

行政評価は事務事業や施策の現状分析の手法であり、行政の各施策について「具体的に、顧客は誰か」、「顧客の満足度を上げるために何をすべきか」、「実際にどこまで達成できたか」、「もっと効率的で良い別の施策はないのか」といったことを定期的にチェックする目標管理のシステムである。

現状分析の結果は、改善や改革の切り口に反映させなければならない。行政評価の価値判断規準は、必要性、公共性、有効性、効率性、経済性であり、その中でも公共性は「公的関与の考え方」あるいは「補完性の原則」として多くの自治体で検討されている。

特に「公的関与の考え方」は三重県(平成10年度三重県行政システム改革)で考え

られたものである。その中には、民間部門と公共部門の役割分担の判断基準として、公共性、外部効果、スケールメリット、巨大リスク、ナショナル・ミニマム（シビル・ミニマム）が掲げられている。「補完性の原則」も、式で示すと「市民＜民間＜ボランティア＜NPO＜市町村＜府＜国」となり、市民、民間、ボランティア、NPO でできないものは公共部門が行う。公共部門が行わなければならないものでも、国・府ではなく市町村が行うものであるかを検討しなければならない。

限りある財源の中で、現在実施中である事務事業を1から見直し、その事務事業は市町村がやらなければならないものかを検討しなければ、市民に説明がつかないのではないだろうか。

第5章 21世紀、高齢化社会を迎えた地方行政について

ここにおいては、いままで調査し、研究してきた内容を踏まえて、今後の地方行政のあり方を述べてみることにした。

1 身の丈に合った行政の必要性

ここでいう「身の丈に合う」というのは、財政や人口、地域、人材等を鑑みるということである。これは、家庭の状況を把握することと同じことで、家族が何人いて、誰がおり、いくら収入があって、家族には何が必要であるのか、やることによって家族は喜ぶのか、自己満足になっていないか等を考えることと同じである。大きく異なるのは、自らの収入ではなく、公のお金で行うことであるので、当然のことながら公益性が重要になる。そのひとつの考え方として、提案であるが、歳入を基準財政収入額⁽¹⁰⁾のみと仮定し、歳出を抑える努力をしてはどうだろうか。地方交付税については、さまざまな意見があり、見直しを含めた論議がなされている。現実には、地方交付税に地方行政は、委ねなければならない状況にある。公布内容の細目条件の変更により、税収の影響も少なからずあることは事実である。だから、本来は省きたいのではあるが、そうすると歳出を考える場合でなくなるので、地方交付税はそのままにしておいた。

小規模自治体においては、「身の丈」という意味では比較的良好に理解され、行政運営において反映されているといってもよい。無理のない運営を行うことは、地方行政の大きな役割であり、それを担っていくのは住民の力であるといえるのではないだろうか。

<図式>

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} - \boxed{\text{地域に必要なサービス}} = \text{プラス or マイナス}$$

- * プラスの場合は、自主的な財源によって賄われるサービスを意味している。
- * マイナスの場合は、何らかの補助が必要である場合を意味している。

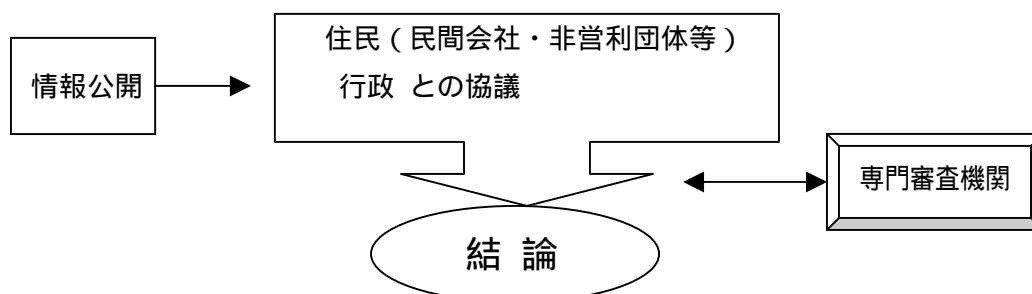
2 サービスの選択を行う

地方行政にとって、与えられた権限は、中央の考える福祉サービス等に対して、「選択しない」ということである。要するに、中央の示す内容が明らかに住民や自治体にとって後々不利になるまたは近い将来不利益を被るということについては、「No」といえ

(10) 標準的な行政または標準的な施設を維持する場合における必要な一般財源（地方税・地方交付税・地方譲与税等）であって、国補助金、分担金、使用料、手数料、起債等の特定財源は含まれない。

る権限である。これは、大変な決断と勇気があるであろう。それを判断するには、住民と協議がなければならない。協議をする前に前提となることは、住民と行政が対等であるということである。少なくとも行政の持つ情報が、住民に全て提供できるシステムが必要である。つまり、情報公開ができるかどうかである。そこにおいては、見せかけだけの情報公開でなく、あらゆる内容を公開する勇気を持つことである。その上で、住民と対等に話し合える場が持てるのである。たとえ結果が、あまり芳しくないとしても住民との共同作業であるということが重要である。そこに地域に住む住民と行政との対等な関係により成しえた結論については、大変意義のあることである。ただし、外部の専門審査機関は必要である。客観性は必要で、不特定多数の利益を被るような行為とならないように注意する必要もある。

<図式>



3 教育委員会を含む各課との連携、地域の把握

これからの地方行政に求められるのは、住民の力をいかに引き出していくかということである。そのためには、住民が集まり、活動できる場、そして自立した運営ができる能力が必要になってくる。

どの地域においても、「公民館」がある。戦後しばらくたって、公民館が多く建てられている。当時の公民館の指針においては、「地域の課題を見つめ検討する」という項目があり、それに基づいて活動しているところも少なくない。地域の課題を取り組むというのは、住民自治の原則による内容である。また、生涯学習社会を迎え、その振興方策についての答申の中では、ボランティア活動の支援・推進が挙げられている。⁽¹¹⁾公民館の施設を含む生涯学習施設において、地域を見直す団体や環境を考える会等があり、このような団体がNPO団体になる可能性もある。

福祉施設においては、主に社会福祉協議会が主催する講座によって、点字講座やボランティア講座等が主催され、後にサークルへ移行しているような形態も見受けられる。その前提になることは、国の社会福祉制度の骨格である「社会福祉法」の目的や理念に

⁽¹¹⁾ 地域における生涯学習機会の充実方策について（答申）平成4年7月による。

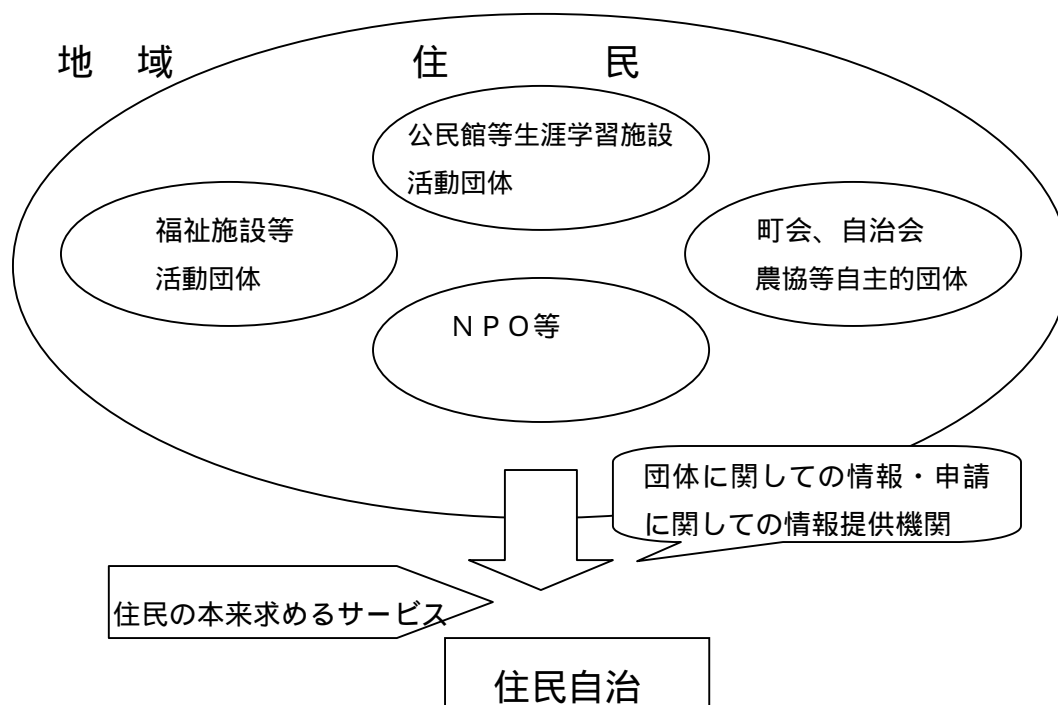
その他、社会人を対象としたリカレント教育の推進、青少年の学校外活動の充実、現代的課題に関する学習機会の充実を挙げている。

地域福祉に関する事柄が盛り込まれている。(12)

そのほか、町会や自治会活動の盛んな地域については、その中から地域に対する要求や必要要件を解決するために相互に助け合ったりし、知らずのうちに問題解決していることも多いと感じられる。それら全ての状況をまず把握していることが必要である。

また、団体の申請については、NPO 団体の申請方法や地方公共団体独自で認定している団体の申請や助成内容⁽¹³⁾、公民館等のサークル申請、福祉センター等のボランティア団体申請等の、内容や必要な書類一式を住民に示し、適切な情報提供に努め、積極的に自立しようとする団体のサポートをするべきである。行政は自立を促すような環境作りを求められ、地域住民に必要な本来のサービスが提供できるのである。

<図式>



(12) 社会福祉法により、地域福祉に関連する内容を後記する。

第1条(目的) この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(13) 「住民と行政のパートナーシップ研究会 中間報告」平成13年3月

財団法人 大阪府市町村振興協会/おおさか市町村職員研修センター

おわりに

私達の研究会は、5名という人数で、研究会専任の講師もなく、日常業務終了後、夜の10時ぐらいまで討議を続け、まさしく自分達で考えてきた結果であり、まずここまでよくやっていけたと驚くばかりである。

「行政の守備範囲」を研究するにあたり、まず資料等を集め出したが、文言としては良く出ている言葉ではあるが、内容に関する文献は非常に少なかったといえる。むしろ、ほとんどなかったといってもよい。

また、福祉についての知識も多くの会員が高齢者や子供に関する福祉サービス等もわからず、研究しながら学んできたので、まだ明確に説明しにくい点があることは、ご理解いただきたい。

世間では、地方行政は「3割自治」であるといわれているが、福祉に関していえばほとんどが国や県の施策によって決まっている。よって、3割以下の自治であるといえるかもしれない。地域によっては、年齢等の構成、労働力人口等により傾斜しての配分も実施したいのではないだろうか。しかし、国や都道府県の支出があるために、市町村もよほどのことがないかぎりそれに乗じることになる。

私達の提案は、高齢化対策から少子化対策へ移行していくのが、21世紀を迎えての地方行政の役割であり、ただし必要以上は支出しないというのが行政の守備範囲であるという結論を導いているつもりである。

この報告書をまとめるにあたり、視察先において、赤池町、苅田町、春日市、千早赤阪村の皆様には資料の提供や、アドバイスを頂いたことに感謝したい。また、最終報告書のまとめのためにアドバイスをいただいた桃山学院大学経済学部竹原様、いつも励まし、資料提供いただいたマッセ OSAKA の朴井様、中筋様にお礼を申し述べたい。

参 考 文 献 等

- ・岸和田市ホームページ
<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/hp/m/m205/2001/kessann.html>
- ・泉南市ホームページ
<http://www.city.sennan.osaka.jp/zaisei/kesancard/h13.pdf>
- ・「福祉の総合政策」駒村康平著 / 創成社
- ・「平成 14 年度厚生労働白書」厚生労働省
- ・「日本の行政評価」上山信一著 / 第一法規出版
- ・「行政評価の基礎知識」石原俊彦著
- ・「人間回復の経済学」神野直彦著/岩波新書
- ・「地域再生の経済学」神野直彦著/中公新書
- ・「財政崩壊を食い止める」神野直彦・金子 勝共著/岩波書店
- ・「日本の行政」村松岐夫著/中公新書
- ・「地方自治」村松岐夫著/東京大学出版会
- ・「自治体破産」日本経済新聞社編・発行
- ・「月刊 自治フォーラム 2002 年 5 月号」地方自治研究資料センター
- ・「月間 自治フォーラム 2002 年 12 月号」地方自治研究資料センター
- ・ <http://www.shakyo.or.jp/cdvc/index.htm>

活 動 記 録

| 回 数 | 日 程 | 内 容 |
|-----|----------|--|
| 1 | H13・7・18 | 研究内容検討・討議 |
| 2 | 8・10 | 行政経営フォーラム・関西分科会 参加 |
| 3 | 8・22 | 行政経営フォーラム報告・討議 コミュニティビジネスについての報告・討議 |
| 4 | 9・27 | 研究内容検討・討議 福祉についての考え方の報告・討議 |
| 5 | 10・25 | 研究内容についての検討・討議 |
| 6 | 11・22 | 研究内容検討・討議 講師、内容等の決定 |
| 7 | 12・20 | 講師による学習会 テーマ「地方交付税制度の変容と財政調整」 講師 牧野 源泉氏（和歌山大学経済学部教授） |
| 8 | H14・1・31 | 研究内容検討・討議 |
| 9 | 2・7 | 視察先についての検討・討議 |
| 10 | 2・20 | 研究内容検討・討議 エコマネーについての報告・討議 |
| 11 | 3・28 | 太田市（群馬県）ニセコ町（北海道）等の行政 運営方針等についての報告・討議（NHK テレビ で放映された内容を参考） |
| 12 | 5・11 | 研究内容に関する講師選定についての検討・討議 |
| 13 | 5・24 | 研究内容に関する講師選定、報告書内容について の検討・討議 |
| 14 | 6・6 | 報告書章立て、視察先についての検討・討議 |
| 15 | 6・21 | 講師による学習会 テーマ「報告書をまとめるにあたっての考え方 ～地方財政を踏まえて～」 講師 竹原 憲雄氏（桃山学院大学経済学部教授） |

| 回数 | 日 程 | 内 容 |
|----|----------|------------------------------|
| 16 | 7・5 | 視察先・章立てについての検討・討議 |
| 17 | 8・2 | 視察先・章立てについての検討・討議 |
| 18 | 8・12 | <視察研修> 第一日目/ 苅田町・赤池町（福岡県） |
| 19 | 13 | 第二日目/ 春日市（福岡県） |
| 20 | 8・19 | 視察先についてのまとめ・討議 |
| 21 | 9・13 | 視察先についてのまとめ・討議 |
| 22 | 10・3 | 欧米の地方政府、視察先の検討・討議 |
| 23 | 10・15 | 欧米の地方政府、視察先の検討・討議 |
| 24 | 11・1 | 田尻町、千早赤阪村、春日市の検討・討議 |
| 25 | 11・15 | 田尻町、春日市の検討・討議 |
| 26 | 11・29 | 報告書の各章内容についての検討・討議 |
| 27 | 12・11 | 報告書の各章内容についての検討・討議 |
| 28 | 12・25 | 報告書の各章内容についての最終決定 |
| 29 | H15・1・16 | 報告書についての確認・プレゼン案討議 |
| 30 | 1・23 | 報告書についての最終確認、プレゼン準備 |
| 31 | 1・30 | プレゼンテーション最終チェック |

資料編

(赤池町) の場合

| | | | | |
|---|-----------------|-------------------------------|---|---|
| 1 | 人口 | 10,032 人 | | |
| 2 | 面積 | 16.20 km ² | | |
| 3 | 総支出 | 4,936,763,815 円 | | |
| 4 | 民生費総額 | 1,068,544,187 円 (21.64%) | 目 高齢化対策に関して | 目 少子化対策に関して |
| | | | 1 敬老記念品 2 敬老年金 3 寝具洗濯 4 デイサービス運営事業費 5 老人措置費 6 老人日常生活用具給付(貸与)金 7 老人ホームヘルプサービス事業費 8 給食材料費 9 10 11 12 | 1 乳幼児医療費扶助費 2 児童手当 3 保育所運営費 4 5 6 7 8 9 10 11 12 |
| | | | 決算額 2,385,336 円 5,091,000 円 28,350 円 8,235,000 円 7,591,138 円 98,700 円 18,819 円 12,799,372 円 円 円 円 円 | 決算額 10,491,483 円 24,640,000 円 245,286,020 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 |
| 5 | 高齢者数 (60歳以上) | 2,332 人 | | |
| 6 | 子供の数 (18歳以下) | 1,515 人 | | |
| 7 | 備考 | | | |

(苅田町) の場合

| | | | | | |
|---|-----------------|-------------------------------|-----------------|---------------|--------------|
| 1 | 人口 | 35,604 人 | | | |
| 2 | 面積 | 46.24 km ² | | | |
| 3 | 総支出 | 10,589,173,481 円 | | | |
| 4 | 民生費総額 | 2,084,495,429 円 (19.69%) | 目 高齢化対策に関して | 決算額 | 目 少子化対策に関して |
| | | | 1 老人福祉費 | 154,906,457 円 | 1 乳幼児医療費 |
| | | | 2 総合保健福祉センター管理費 | 76,605,856 円 | 2 母子家庭等医療費 |
| | | | 3 在宅介護支援センター費 | 39,132,450 円 | 3 子育て支援センター費 |
| | | | 4 | 円 | 4 |
| | | | 5 | 円 | 5 |
| | | | 6 | 円 | 6 |
| | | | 7 | 円 | 7 |
| | | | 8 | 円 | 8 |
| | | | 9 | 円 | 9 |
| | | | 10 | 円 | 10 |
| | | | 11 | 円 | 11 |
| | | | 12 | 円 | 12 |
| 5 | 高齢者数 (60歳以上) | 5,521 人 | | | |
| 6 | 子供の数 (18歳以下) | 5,845 人 | | | |
| 7 | 備考 | | | | |

(春日市) の場合

| | | | | |
|---|-----------------|-------------------------------|--|--|
| 1 | 人口 | 105,219 人 | | |
| 2 | 面積 | 14.15 km ² | | |
| 3 | 総支出 | 28,069,473,370 円 | | |
| 4 | 民生費総額 | 6,679,593,000 円 (23.80%) | 目 高齢化対策に関して | 目 少子化対策に関して |
| | | | 1 老人福祉費 2 老人福祉施設費 3 高齢者医療費 4 社会福祉施設費 5 生活保護費 6 7 8 9 10 11 12 | 1 児童福祉総務費 2 児童措置費 3 保育所費 4 児童センター施設費 5 児童手当費 6 乳幼児医療費 7 家庭児童対策費 8 放課後児童健全育成事業費 9 母子医療費 10 児童遊園費 11 心身障害児福祉費 12 |
| | | | 決算額 1,030,648,357 円 2,656,000 円 84,825,982 円 48,414,745 円 1,340,151,971 円 | 決算額 22,826,996 円 2,565,692 円 1,396,992,810 円 87,830,575 円 293,290,532 円 164,156,088 円 6,899,840 円 93,925,935 円 50,552,615 円 4,977,597 円 4,589,848 円 |
| 5 | 高齢者数 (60歳以上) | 11,095 人 | | |
| 6 | 子供の数 (18歳以下) | 19,243 人 | | |
| 7 | 備考 | | | |

(田尻町) の場合

| 1 人口 | 人 | 目 | 少子化対策に関して | 決算額 | 目 | 高齢化対策に関して | 決算額 |
|-------------------|-----------------------------|----|-----------|-----|----|-----------|-----|
| | | | | | | | |
| 2 面積 | km ² | | | | | | |
| 3 総支出 | 4,984,979,000 円 | | | | | | |
| 4 民生費総額 | 770,384,000 円 (15.45%) | 1 | | 円 | 1 | | 円 |
| | | 2 | | 円 | 2 | | 円 |
| | | 3 | | 円 | 3 | | 円 |
| | | 4 | | 円 | 4 | | 円 |
| | | 5 | | 円 | 5 | | 円 |
| | | 6 | | 円 | 6 | | 円 |
| | | 7 | | 円 | 7 | | 円 |
| | | 8 | | 円 | 8 | | 円 |
| | | 9 | | 円 | 9 | | 円 |
| | | 10 | | 円 | 10 | | 円 |
| | | 11 | | 円 | 11 | | 円 |
| | | 12 | | 円 | 12 | | 円 |
| 5 高齢者数 (60歳以上) | 人 | | | | | | |
| 6 子供の数 (18歳以下) | 人 | | | | | | |
| 7 備考 | | | | | | | |

(千早赤阪村)の場合

| 1 | 人口 | 7,030 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------------|----------------------------|---|-------------|-----------|-----|---|-------|-------------|---|----------|-------------|---|--------|-----------|---|----------|-----------|---|--|---|---|--|---|---|--|---|---|--|---|---|--|---|----|--|---|----|--|---|----|--|---|---|---|-----------|-----|---|---------|-----------|---|----------|-----------|---|------------|-------------|---|------------|-------------|---|--|---|---|--|---|---|--|---|---|--|---|---|--|---|----|--|---|----|--|---|----|--|---|
| 2 | 面積 | 37.38 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 総支出 | 3,464,273,586 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 民生費総額 | 521,820,986 円 (15.06%) | 目 高齢化対策に関して | 目 少子化対策に関して | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <tr> <th>目</th> <th>高齢化対策に関して</th> <th>決算額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>敬老祝金等</td> <td>1,205,710 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>配食サービス関連</td> <td>2,619,750 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>おむつ給付金</td> <td>551,378 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>緊急通報装置貸与</td> <td>124,754 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> | 目 | 高齢化対策に関して | 決算額 | 1 | 敬老祝金等 | 1,205,710 円 | 2 | 配食サービス関連 | 2,619,750 円 | 3 | おむつ給付金 | 551,378 円 | 4 | 緊急通報装置貸与 | 124,754 円 | 5 | | 円 | 6 | | 円 | 7 | | 円 | 8 | | 円 | 9 | | 円 | 10 | | 円 | 11 | | 円 | 12 | | 円 | <table border="1"> <tr> <th>目</th> <th>少子化対策に関して</th> <th>決算額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>母子家庭給付金</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>母子家庭医療助成</td> <td>878,879 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>乳幼児医療村単独助成</td> <td>9,382,157 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>乳幼児医療府制度助成</td> <td>1,471,884 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> | 目 | 少子化対策に関して | 決算額 | 1 | 母子家庭給付金 | 120,000 円 | 2 | 母子家庭医療助成 | 878,879 円 | 3 | 乳幼児医療村単独助成 | 9,382,157 円 | 4 | 乳幼児医療府制度助成 | 1,471,884 円 | 5 | | 円 | 6 | | 円 | 7 | | 円 | 8 | | 円 | 9 | | 円 | 10 | | 円 | 11 | | 円 | 12 | | 円 |
| 目 | 高齢化対策に関して | 決算額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 敬老祝金等 | 1,205,710 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 配食サービス関連 | 2,619,750 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | おむつ給付金 | 551,378 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 緊急通報装置貸与 | 124,754 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目 | 少子化対策に関して | 決算額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 母子家庭給付金 | 120,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 母子家庭医療助成 | 878,879 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 乳幼児医療村単独助成 | 9,382,157 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 乳幼児医療府制度助成 | 1,471,884 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 高齢者数 (65歳以上) | 1,985 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 子供の数 (18歳以下) | 1,103 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

広域研究活動構成員名簿

〈構 成 員〉

| | |
|-------|--------------------|
| 岡坂 吾一 | 泉南市 教育委員会生涯学習課 |
| 椎名 弘樹 | 大阪狭山市 保険年金課 |
| 西村 忠之 | 岸和田市 市民病院事務局 |
| 吉嶋 仁 | 田尻町 秘書政策課 |
| 西尾 征樹 | 岸和田市 文化国際課（文化財団派遣） |

広域研究活動報告書

～小規模自治体の福祉サービスに

おける行政の守備範囲～

2003年（平成15年）2月

「21世紀、高齢者社会を迎えた地方行政チーム」

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター